平成 27 年 4 月 15 日発行 年 4 回（1・4・7・10 月）15 日発行 昭和 35 年 4 月 25 日 第 3 種郵便物許可 第 601 号

東京土地家屋調査士会報

とうきょう

2015 春号 No.601

参加レポート

1.日本大学経済学部経営情報論における寄附講座（後期日程）
2.中央ブロック協議会平成26年度第1回研修会
3.東京都主催平成26年度震災復興シンポジウム
4.新春交礼会
5.平成26年度都市復興模擬訓練（連載第1回）

連載企画

1.土地家屋調査士のかけはし
2.新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記（第9話）
3.社会保険労務士の仕事内容
4.会員の地域貢献活動

会のうごき

1.入退会者情報
2.新入会員登録証交付式

各部からのお知らせ

1.第76回定時総会の開催について
2.「土地家屋調査士会館3階会議室使用規則」の一部変更について
3.会費の自動振替口座の残高確認について
4.「厚生規程」の一部変更と会員が実施する厚生事業への助成について
5.東京法務局における登記相談の取扱いについて
6.不動産登記の登録免許税課税標準価額の認定基準の一部改正について

その他通知等

1.「登記情報提供サービスの運用拡大」の見直しについて
2.地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて
3.法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業規程（基準点測量を除く）等の改定又は策定に関する所属会員への伝達について
4.土地家屋調査士法施行令の一部改正について
5.公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関するお知らせ
6.月刊えくてびあん「蔵出し立川③～立川の測量と言えば・・・・～」

編集後記

その他

1.表示登記相談のご案内
2.常設「支部無料相談実施箇所」一覧表
3.用紙類購入申込書

東京土地家屋調査士会

2015
春号
No.601

土地家屋調査士倫理綱領

1．使命
不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

2．公正
品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。

3．研鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

撮影者：台東支部　浅川正雄会員
撮影場所：亀戸天神

今号の表紙

神苑の藤は、早春の梅とともに亀戸天神社を代表する花である。特に藤は東京の花の名所として名高く、江戸時代から「亀戸の五尺藤」「亀戸の藤浪」として広く親しまれている。15棚100株の藤の盛りの華麗な美しさが、朱の太鼓橋と心字池の水面とのコントラストによって一段と際立ち、見事さを誇っている。
（亀戸天神公式HP「天神様の花歴」より）

Contents

1. 参加レポート

（1）日本大学経済学部経営情報論における寄附講座（後期日程）　会報副編集長　浅川正雄……02
（2）中央ブロック協議会平成26年度第1回研修会　千代田・中央支部　及川修爾……03
（3）東京都主催平成26年度震災復興シンポジウム　会報編集長　瀧野隆央……05
（4）新春交礼会　会報編集委員　後藤哲晴……07
（5）平成26年度都市復興模擬訓練（連載第1回）　東京弁護士会　弁護士　佐藤香代……08

2. 連載企画

（1）土地家屋調査士のかけはし　奈良会　吉﨑英司……10
（2）新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記（第9話）　東京弁護士会　弁護士　氏家宏海……12
（3）社会保険労務士の仕事内容　社会保険労務士　小島信一……14
（4）会員の地域貢献活動　府中支部　池田輝彦……16

3. 会のうごき

（1）入退会者情報……18
（2）新入会員登録証交付式……20

4. 各部からのお知らせ

（1）第76回定時総会の開催について〔総務部〕……21
（2）「土地家屋調査士会館3階会議室使用規則」の一部変更について〔総務部〕……21
（3）会費の自動振替口座の残高確認について〔財務部〕……28
（4）「厚生規程」の一部変更と会員が実施する厚生事業への助成について〔財務部〕……29
（5）東京法務局における登記相談の取扱いについて〔業務部〕……33
（6）不動産登記の登録免許税課税標準価額の認定基準の一部改正について〔業務部〕……35

5. その他通知等

（1）「登記情報提供サービスの運用拡大」の見直しについて……38
（2）地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて……39
（3）法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業規程（基準点測量を除く）等の改定
又は策定に関する所属会員への伝達について……42
（4）土地家屋調査士法施行令の一部改正について……42
（5）公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関するお知らせ
一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会総会の開催について……43
（6）月刊えくてびあん「蔵出し立川③～立川の測量と言えば・・・・～」……44

6. 編集後記

（1）編集後記……45

7. その他

（1）表示登記相談のご案内……46
（2）常設「支部無料相談実施箇所」一覧表……47
（3）用紙類購入申込書……48

参加レポート

日本大学経済学部経営情報論における寄附講座（後期日程）

～経営情報学概論・経営情報システムのケーススタディ～
土地家屋調査士が扱うビックデータ

会報副編集長　浅川正雄

日本大学経済学部で平成26年12月16日・同19日の２回にわたり、寄附講座が開催され、うち19日の講義を聴講した。前回（会報599（秋）号掲載）の前期日程講義の視察レポートでも説明したが、この講座は日本大学大槻准教授の依頼により、われわれ土地家屋調査士が日常の業務で扱うビッグデータについて、情報システムの観点からその具体例を紹介すべく、大倉副会長が講師として、測量時のデータとはどういうものかが解説された。

まず始めに、不動産の登記とは何か、という説明から入り、不動産登記には「土地登記記録」「建物登記記録」が有ること、また、その情報の保管取扱は法務局が所掌しており、各登記記録の構成は「表題部」「権利部」で構成され、そのうちの「表題部」に関する情報を取り扱う専門家が、「土地家屋調査士」であることが述べられた。

続いて、土地分筆登記を例に挙げ、土地家屋調査士が実務において収集するデータについて説明された。土地の境界を示す境界標の説明から始まり、その境界標が持つ数値データである「座標」のこと、そしてその座標のデータには公共座標と任意座標が有ること、その違いとして、公共座標は復元性が有るが、任意座標では復元性が乏しいこと、などが紹介された。次いで地図については、明治期に作られた地図で、一般的に「公図」と呼ばれている物がいまだ使用されており、これは復元性に乏しいという問題が挙げられた。逆に、数値データを持つ地図としては、法務局が作成した法14条地図や国土交通省所管の国土調査法による地籍調査図、区画整理による区画整理図等があって、地籍調査図・区画整理図等の成果は法務局にもそのデータが提供されるものの、公開機能や保管の面で抱える問題点が指摘された。そして今後の地図作成においては、「公共座標（世界測地系による座標）」の使用が不可欠であり、すなわち、都市再生街区基本調査で設置された街区基準点や、土地家屋調査士が設置した登記認定基準点を使用して測量することで、測量結果の数値情報を共有化することができ、この情報を基にした様々なシステムの統合が可能になれば、都市計画・下水道・固定資産・福祉業務等の計画に役に立つという具体例が示された。

また、土地家屋調査士は地積測量図等のデータ以外にも、膨大な測量データを保有しているため、これを共有できれば、さらなる地図精度の維持向上に貢献できることも説明された。

こうした講義の中で、学生が興味を示したのは、測量を行うために集めるデータの収集先や、そのデータの種類及び公開方法のように感じた。

今回の寄附講座の対象となっている学生は、経済学部、さらに言えば情報システムに関する情報技術論を学んでいる学生たちである。当然ながら各種データの重要性を把握し、そのデータが持つ意味を理解している学生たちであり、だからこそ、我々土地家屋調査士が測量のために収集するデータやその収集先が多岐にわたっていることに最も興味を引かれたのではないだろうか。

講義終了後、学生たちの今回の講義レポートを拝見した。そこには、土地家屋調査士の仕事が理解できたとの感想もあったが、データの統合・一元化を図ることがこれからの社会に急務ではないかとの意見が多かった。

我々の仕事の上でも、効率化の観点から、測量データの統合は不可欠であり、今回の講義を経て、改めて公共座標の重要性を考える時間になった。

参加レポート

中央ブロック協議会平成26年度第１回研修会
「変える勇気と変えない勇気」

千代田・中央支部　及川修爾

平成26年11月25日（火）午後６時～８時に、調査士会館３階会議室において、中央ブロック協議会の研修としてアサヒグループホールディングス株式会社相談役福地茂雄氏を招き、標記講演が開催された。

＜講師プロフィール＞
氏名：福地茂雄　氏（福岡県出身）
略歴：アサヒビール社長・会長、日本放送協会会長歴任、現アサヒグループホールディングス株式会社相談役、東京芸術劇場館長、新国立劇場理事長

最初に、司会の石井健太研修副委員長（文京支部）より、講師の紹介がされ、次に、志村寿夫ブロック長（千代田・中央支部）から開会挨拶として、本年度から各支部の研修会を廃止し、その代わりに当ブロックで研修会を一本化して、より内容が充実したものにすべく、ブロックで研修委員会を立ち上げたこと、そして今回はその新体制で最初の研修会である旨並びに福地氏に対する講演のお礼が述べられた。

引き続き、國吉正和会長より、日本経済の一翼を担う企業や日本唯一の公共放送協会の会長経験がある福地氏の貴重な講演を、実務においてぜひ活かして欲しいこととあわせ、このような機会を作ることができた講師及び関係者に対しお礼の挨拶がされた。

そして開始された講演においては、その冒頭に、30年前と比べると世の中の時間の流れは倍の勢いでその速度を上げており、今もかなりの速度でその加速化が進んでいるという話があった。

最初はやんわりと入るのかと思いきや、プロローグから本日のテーマである「変化」に関しての問題意識を問い、受講者をドキリとさせた。心して聴くべしということだろうか。

また、三次元の変化が止まらない時代における判断基準について、ある日タクシーに乗った時、福地氏がNHKの会長とは知らない運転手からNHKの職員の常識の無さを指摘された実話を例に挙げられた。大きい組織では、知らず知らずのうちに、外部から見たら非常識なことが内部での常識として通っている場合があるということであった。福地氏は大組織の事例として話したが、自分では常識と思っていることが他人から見ても果たしてそうであるのか、今一度見直す必要性を感じさせられた。さらに、想定外のことが起きたのだから仕方がないと言って終わらせることなく、経験則を検証して想定外を想定内に変える努力が必要だとも話された。今の時代では、平均点は「落第点」と見做され、より高度な判断、つまり、より「早く」取り掛かり、より「速く」処理することが要求されているとのことであり、自分には最早ついていけない世界を感じた。

トップとして判断を下すために必要な情報の集め方についての話もあったが、福地氏は大変な読書家であり、本から知識を得られることはもとより、自ら行動して情報を得るという哲学を持っているように感じられた。トップの拘りやプライドを捨て、「聴きに身を運ぶ」という「現場主義」である。それが異業種交流の場であったり、NHKのお客様の声を聴くコールセンターであったり、他店よりも多くの商品を取り扱うドンキホーテであったりと、多種多様にわたっている。コールセンターでは「お客様のお顔が見えますか?心の耳で聴きましょう。」という貼り紙に責任者の姿勢を感じたとの話もあった。

組織のトップに立つ者の決断の仕方については、３つのエピソードが印象的であった。１つ目は、アサヒビールが、当時社内でまがいもの扱いしていた発泡酒を販売するに至った際の決断。２つ目は、相撲協会の八百長事件で、長

年一度も途切れることなく続いていた大相撲生中継の中止の決断。3つ目は、東日本大震災の直後で、イベントを自粛すべきという風潮が蔓延する中、東京芸術劇場の館長として公演を実施した決断。これらいずれにも、「WinWin」の精神が流れていたと感じた。

発泡酒の販売については、安さを求める消費者の要望と味や品質をできるだけ落とさないものを造るという企業理念を衡量し決断したとのことだった。

大相撲生中継については、中止すべきというアンケート結果を尊重し中止の決断をしたが、相撲ファンの見たいというニーズにも考慮し、本場所終了後、できるだけ短時間で編集しダイジェストを流したこと。

公演の実施については、東日本大震災後のイベントを自粛すべきとの風潮も理解できるが、それで被災地の方々が本当に喜ぶだろうか、公演を待ちわびている観客や準備してきた関係者の期待を無視してよいのだろうか、中止しても誰の得にもならない。ならば、予定どおり実行し、収益金は全て寄付しようと決断したという話であった。

これらのことは、当時のテレビや新聞を賑わせたが、当の本人から生で解説されたことで、その決断の苦悩が伝わってきて、何とも不思議な感覚を味わった。

また、現代は、「ニーズを充たす」時代から「ウォンツを探る」時代になり、より高い満足を求め、ウォンツを先取りして作り出し提供することが必要な時代になっているという。あらゆる場において境界のない世界であり、そこでは、情報を共有化することが必要となり、デジタルとアナログを融合させ、アナログという鬼にデジタルという金棒を持たせて「鬼に金棒」にすることが求められているのだとの話がされ、またもやついて行けない世界を感じた。

今は変化のめまぐるしい時代であり、「変える勇気を持つ」ことが大事であり、かつてはあまり良いことでないとされていた「朝令暮改」や「君子豹変」などは今では褒め言葉になっているとの話もあった。時代は変わったのだ。

しかし、変えてはいけないものもある。それは、「創業の理念」顧客満足であり、これは判断の軸足として変えてはいけないこと、「変えない勇気」も持たなければならいと強く解説された。

「変化への追求」にゴールはなく、今回の講演が土地家屋調査士の仕事のヒントに役立てば幸いであるとの言葉を結びとして、講演が終了となった。

最後に、齋藤徹研修委員長（千代田・中央支部）より、講師への講演のお礼とあわせ、今日のような一流の人物の話を聴くことで土地家屋調査士の資質の向上、ひいては社会的地位の向上に繋がるものと期待すること、また、会員に対する今後の研修会への更なる参加が呼びかけられた。

福地氏は各組織でのトップとしての経験が豊富であり、様々なエピソードが織り交ぜられており、興味深い話を聴くことができ、われわれ聴講者は大変有意義な時間を過ごさせていただきました。個人的に覚えているとことを恥ずかしながら書かせて頂きました。全く以て筆足らずの段、ご容赦下さい。

参加レポート

東京都主催
平成26年度震災復興シンポジウム
首都の大地震に備える事前復興
～首都直下地震をどう迎え撃つのか～

会報編集長　瀧野隆央

平成27年１月９日（金）、当職の仕事始めからまだ５日目の午後、東京都庁第一本庁舎５階大会議場は、一般市民、東京都及び市区町村職員で満員となっていた。

東京都では、大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、震災後のまちづくりのあり方について、都民と共に考える場として、こうした都民参加型の「震災復興シンポジウム」を平成12年度から開催しているそうである。

＜はじめに＞

鈴木昭利都市整備局市街地整備部長による開会の挨拶に続いて、兵庫県西宮市に勤務し、阪神・淡路大震災では自身も被災しながら市役所職員として災害対応にあたり、復興区画整理事業にも深く関わり、さらに東日本大震災では南三陸町役場への出向経験がある畑文隆兵庫県西宮市開発指導課長による「阪神・淡路大震災、東日本大震災からの復興に向けた取組みと課題」をテーマとした基調講演が始まった。

＜基調講演＞

阪神・淡路大震災は、平成７年１月17日（火）の早朝に発生した。畑氏も自宅で被災したとのことであった。幸い自宅は倒壊を免れたが、隣近所では倒壊した家屋もあり、「あそこのおばちゃんがまだ家の中や」「あっちの家でも誰々が閉じ込められているらしい」と大騒ぎだったという。

一段落した後、徒歩で市役所へ向かって、職場に辿り着いたのは昼過ぎだったとのこと。西宮市では、当日出勤できた職員は全体の51%だったらしく、配付資料には、２日目・３日目と職員の出勤が増えてきた資料が添えられていた。ただし、消防署職員は地震発生後６時間には、全職員が出勤していたとの話であった。

そして困難を極めた災害現場での対応活動を経て、およそ被災１カ月を経過した頃、市役所では、災害復興計画策定に早くも取り掛かっており、復興区画整理事業が実施される段階において、畑氏は、地元住民への説明や境界の立会確認、用地交渉といった最前線で、関係者との調整・対応をおこなっていたそうです。この時、地元関係者との信頼関係を構築することが如何に重要な事であるかを実感したとそうである。

阪神・淡路大震災当時、地元には多くの自治体から援助が行われ、この恩は忘れる事が出来ないと思ったからこそ、東日本大震災が発生した時、西宮市もいち早く被災地への援助対応を行ったとのことであった。

畑氏は南三陸町に職員として出向し、阪神・淡路大震災のときと同じように災害現場での対応、行政の支援活動、高台・内陸移転といった復興事業における地権者への対応業務、地域振興策の検討等、幅広い活動に携わり、昨年４月に交代職員と入れ替わりで西宮市に戻ったそうだが、こうし

た被災地での経験を生かすべく、行政職員や一般市民のため、今回のような講演活動を続けているという。

阪神・淡路大震災と東日本大震災を例に、これまでも多くのシンポジウムや研究会で言われているように、人口が密集した都市部における災害と、広大な人口過疎地域を襲った災害という違いをはじめ、阪神・淡路大震災では家屋倒壊に伴う大火災が発生し、東日本大震災は広域的な津波による家屋流失に加えて原子力発電所における放射能漏れによる広域避難地域が発生した。いずれも地域のコミュニテイや市民の生活に大きな傷を残してしまう災害である。

物的な復興はもちろんのこと、地域住民同士のつながり（コミュニテイ）の維持・存続がなければ、本当の復興は成し遂げられない。行政の職員に向けて、普段から市民とコミュニケーションを図るとともに、コミュニケーション能力の向上に努めること、市民に向けては、近所同士のコミュニティ機能を向上させておくことが、それぞれ災害に対する備えであると呼びかけていた。

＜報告・パネルディスカッション＞

続けて、東京都総務局から「大島町の復興に関する取組状況」として、被災者生活再建支援、地域基盤・インフラ復旧、産業・観光復興支援、防災対策の強化についての報告、そして岩手県県土整備部に出向中の東京都職員より「仙台市及び岩手県の復興状況」に関する報告があった。

パネルディスカッションは、中林一樹明治大学特任教授（災害復興まちづくり支援機構代表委員）がコーディネーターを務め、畑文隆西宮市職員、市古太郎首都大学東京准教授、安藤建治弁護士（災害復興まちづくり支援機構事務局長）、伴宣久台東区参事（同区都市づくり部）、鈴木昭利都市整備局部長の５名により行われた。

基調講演で畑文隆氏がその必要性を訴えていた「地域コミュニテイ」は、中林教授が常日頃から重要性を主張しており、多くのシンポジウムや研究会で説いてきたテーマであり、東京都においても、このコミュニティの構築のため、行政職員と地域住民を対象とした「都市復興模擬訓練」を毎年開催している。

＜最後に＞

いずれは発生する首都直下地震への備えとして、「地域における市民同士の繋がり」が重要であることを、再度確認したシンポジウムであった。

なお、「都市復興模擬訓練」とは、東京都内の自治体職員、地域の専門家が参加してまち点検、復興まちづくり計画案作成等を模擬体験する訓練であり、昨年は台東区内で行われ、アドバイザーとして参加した、佐藤香代弁護士の体験レポートを本号より２回にわたり掲載予定ですので是非ご一読ください。

また、その訓練においては、台東支部会員もアドバイザーとして参加したことを付け加えて、報告を終わりたい。

参加レポート

新春交礼会

会報編集委員　後藤哲晴

平成27年１月20日（火）に、東京ドームホテル地下１階「天空A」にて、本会、東京土地家屋調査士政治連盟、一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会の三団体共催による新春交礼会が開催されました。

会場には、国会議員の先生方や東京都議会議員の先生方、また、東京法務局や東京司法書士会等をはじめとした関係諸団体の皆様にも多数ご臨席いただき、華やかな雰囲気の中、本会國吉会長による代表者挨拶から開会しました。

続いて、関係諸団体の方々よりご祝辞をいただき、また、われわれ土地家屋調査士を常日頃応援してくださっている議員の先生方からも一言ずつご挨拶をいただきました。

その後、乾杯の音頭で歓談が始まり、新年の抱負を語り合いながら和やかに会は進行し、最後は恒例の万歳三唱、そして閉会の挨拶をもって終了となりました。

まだまだ先の見えない不況の時代ではありますが、新春交礼会にご参加いただいた皆様の笑顔に、改めて今後の土地家屋調査士業務の発展を期待する機会となりました。

参加レポート

平成26年度都市復興模擬訓練（連載第１回）

弁護士（東京弁護士会）　佐藤香代

1　自己紹介と台東区災害ネットの取り組み

私は、台東区を中心に平成16年から弁護士として、いわゆる「一般民事」と呼ばれる市民生活の中で生じる紛争を中心に関わってきた「町弁」で、台東法曹会の副幹事をしています。

歴史的に、東京23区には、地区法曹と呼ばれる区ごとの法曹会が組織されており、台東法曹会もその一つです。

現在、簡易裁判所の統合に伴い、多くの地区法曹が機能を縮小させている中で、台東法曹会の取り組みは、異色と言えます。

３・11の震災（東日本大震災）後、この東京でも直下型大地震はいつ来てもおかしくありません。今後、訪れる被災時に、市民が一日も早く安心と自信を取り戻し、復興を遂げるために、平素から各士業がつながり学びあう場として、「台東区災害ネットワーク専門職会議」（通称、「台災ネット」）が誕生しました。

台災ネットは、台東区に活動拠点を有する９種（弁護士、司法書士、行政書士、税理士、不動産鑑定士、建築士、社会保険労務士、中小企業診断士、土地家屋調査士。平成26年10月現在）の専門職集団で構成され、台東区と「災害時における特別法律相談に関する協定」を締結しています。

また、台災ネットは、現在、年２回の市民向けの専門職共同相談会と、年２会の定例会議、年２回の運営会議を開催しています。

私は、この台災ネットを代表して、平成26年度都市復興模擬訓練に参加することになったのです。

2　都市復興模擬訓練とは

東京都では、大規模震災が起きた後に、速やかな復興を実現するため、「東京都震災復興マニュアル」（以下、「都復興マニュアル」という。）を設定しています。

この都復興マニュアルには、震災が発生した直後に実施する被害状況の調査から、復興事業の決定までの作業が、４段階11ステップに分類されおり、各ステップについて、基本的な考え方、都の行うべき活動、区市町村の行うべき活動が整理されています。

都市復興模擬訓練は、都復興マニュアルが単なるお飾りではなく、震災発生時に有効に活用されることを目指して、都復興マニュアルの内容を区市町村担当者に日頃から熟知させるべく、年に１回開催されています。

訓練では、集まった各市区町村担当者が、１班10名程度のグループに分かれて、特定の地域をモデルにして、６回の訓練を通じて、都復興マニュアルに沿って、家屋の被害状況調査から、復興後のまちづくり計画の原案作成までの工程を、共同して進めます。

訓練の全体を通して、明治大学危機管理研究センター特任教授である中林一樹先生など、災害復興のエキスパートが指導に当たり、また、各グループのサポート役として、災害復興まちづくり支援機構（以下、「支援機構」）から10名の専門家が参加しました。

そして、平成26年度の訓練のモデルとなった地域は、下町情緒あふれる台東区谷中・文京区根津千駄木地区（通称「谷根千エリア」）でした。そのため、私も、前述の台災ネットから、支援機構の一員として、この訓練に参加することになったのでした。

3　災天下のまち歩きと見えてきた復興課題

平成26年度の模擬訓練のまち歩きは、台風一過の炎天下の下で行われました。

まち歩きの課題は、グループごとに指定された谷根千エリアの主要スポットを経由しながら、災害発生時を想定した場合の町の課題や復興後にも残したい資源（復興イメージ）

などを検討すること、家屋被害状況調査の訓練としてグループごとに指定された街区の被害状況を想定し報告すること、そして、第一次建築制限区域の素案を作成することです。

百聞は一見に如かず。谷根千エリアに入ると、長屋と見紛うほどに建物同士が密着し、消防車も入れない狭あい道路や行き止まりの路地など、倒壊しそうな土塀など、非難を困難にし、被害を拡大させる要素がいくつも見えてきます。

また、住宅が密集している割に、住民が避難するための公園などのスペースが不足しているというアンバランスもありました。

他方で、こうした狭あい道路などの既存不適格の生活空間が、そこで暮らす人と人の距離を縮め、下町情緒を生み出す重要な要素となっていること、東京を代表する観光資源としての谷根千エリアの魅力を支えていることも分かりました。

災害に強い町にしたい、しかし、下町情緒は残したい。

このバランスをどう実現するのか。谷根千エリアの復興課題の焦点は、この辺りに絞られてきたようです。

（次号、第２回に続く。）

班ごとにまち歩きの報告をしている様子

連載企画　土地家屋調査士のかけはし

「万葉ロマン」を「かけはし」に

奈良県土地家屋調査士会　吉﨑英司

東京会の皆様、はじめまして。奈良県土地家屋調査士会の吉﨑英司と申します。この度、東京会の会報への寄稿依頼をいただき、誠に有り難うございます。「土地家屋調査士のかけはし」と言うタイトルでの寄稿ということで…さぁ、一体何を書けば良いのだろう…そう考えて、かなり月日がたちました。

＜お国自慢＞

とりあえず「奈良のお国自慢」をしてみようか…そう考えていろいろ調べてみたところ、奈良が一位のものがいくつかありましたので紹介しようと思います。「一世帯あたりの貯蓄額」「一人あたりの牛肉消費量」「一人あたりの年間珈琲消費量」「一世帯あたりのピアノとミシンの普及率」「小学生・学校外学習率」「中学生の通塾率」「パソコン普及率」「小学生長時間テレビ視聴率」「空気清浄機普及率」etc…こんなものもあります。「全国で最も20～30代女性が多い」のは奈良県で人口100人あたり51.78人だったりします。

＜県民性＞

ここから見えてくる県民性ですが…ネット好き。肉好き、食後は必ず珈琲。妻は教育熱心で家庭的で綺麗好き…子供は勉強もするけど、実はテレビ好き。こんな感じでしょうか。結構当たっているかも…

＜私的・橋の話、東京編＞

そんな私が会報のタイトル「かけはし」という言葉でまず思い浮かべたのが「飯田橋」。幼い頃からの記憶で最初に出てくる場所なのです。私には双子の叔父がいます。二人は高校卒業後上京し一緒に商売を始めました。その叔父の内、片方の叔父が結婚するということで、41年前に両親と共に初めて上京した私は、叔父達が住む飯田橋のアパートを訪ねました。古い木造アパートの二階から手を振る二人。写真も何も残っていませんが、それが私の中で一番古い記憶なのです。一年半前より連合会の理事として水道橋を頻繁に訪れるようになったのですが「飯田橋の古いアパート」は今も残っているのかな…といつも思っているので、叔父達に場所を聞いて再訪してみたいなと思っています。

＜私的・橋の話、奈良編＞

さて、水道橋からいくつもの橋を越えて奈良に戻るわけ

谷瀬の吊り橋

法隆寺

大城橋

ですが、奈良の橋で有名なものは、十津川村にある日本最長の生活用鉄線の吊り橋「谷瀬の吊り橋」でしょうか。写真のとおり、橋なのに何故か村道です。渡るときは真下が見えるのでスリル満点で、肝試しに真夜中に渡りにいったものです。もう一つ、補助者時代によく渡っていた橋があります。そ

の橋の正式名称は「大城橋」と言います。大阪府へと流れる大和川の支流に掛かる橋で、川が増水すると水面下に沈下する沈下橋で、欄干が無く幅は 2 m位の橋です。私が補助者時代に勤めていた事務所は世界遺産である法隆寺のすぐ近所にあり、この橋を通ると自宅から事務所まで最短距離で通勤できるのですが、車で渡るので毎日スリル満点でした。

＜古都奈良と調査士事情＞

奈良は皆様ご存じのとおり、都のあったところであり、どこに行っても「太古のロマン」を感じる事ができるように思われるかも知れませんが、北西部に位置する「奈良盆地」を除くと県内の大半は険しい山々がそびえており、可住地面積（=総面積−林野面積−主要湖沼面積）は全国最小です。奈良県の面積は香川県の 2 倍弱といったところですが、南北に分割すると、南部には土地家屋調査士さんが一名しかおられないという状態で、土地家屋調査士さんの高齢化も進んでおり中々厳しい状態と言えるかも知れません。

＜支部再編＞

前述のような事情もあって支部の規模に偏りがあり、一部の支部活動が困難になってきました。そこで奈良会はこの 2 月に 5 つあった支部を一旦全部解体し、人数バランスを調整して 4 つに再編しました。奈良会は200人強ほどの小さな会ですが、再編することへの反発は凄まじいものがありましたが最後は強行突破しました。

＜「万葉ロマン」を「かけはし」に＞

再編前は「奈良第一」「奈良第二」「葛城」「中和」「南和」という名の 5 つの支部がありましたが、心機一転、支部名を「春日支部」「三室支部」「三輪支部」「葛城支部」に変更してもらいました。以下は支部名にした山々を読んだ歌です。

天の原　ふりさけ見れば　春日なる　三笠の山に
出でし月かも
＜古今和歌集　百人一首　安倍仲麿＞

春日山

嵐吹く　三室の山の　もみぢ葉は　竜田の川の
錦なりけり
＜後拾遺集　百人一首　能因法師＞

三室山

三輪山をしかも隠すか　雲だにも　情あらなも
隠さふべしや
＜万葉集　額田王＞

三輪山

春柳　葛城山に立つ雲の　立ちても居ても
妹をしぞ思ふ
＜万葉集　柿本人麻呂＞

葛城山

「葛城支部」の会員さん以外は、まだ慣れ親しんだ旧支部の名称が先に出てきてしまいますが、いにしえ人が歌にした山々を毎回思い浮かべていただいて、柔和な気持ちになっていただき、みんな仲良くやっていきましょうという思いを込めています。こんな風流なことができる「奈良」の地に感謝しています。皆様も一度、奈良を訪れていただき「太古のロマン」に触れていただけたらと思います。その折りは奈良の鹿と私達がおもてなしさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

連載企画　新人刑事弁護士三崎薫の奮闘記

第９話　新人弁護士研修

弁護士（東京弁護士会）　氏家宏海

「大変長らくお待たせいたしました。これより、あかり法律事務所の三崎薫弁護士に、『刑事弁護をはじめよう』の講演をお願いいたします。三崎先生は、裁判員裁判を含む刑事裁判を多数ご経験されており、これから刑事弁護を行う新人弁護士の皆様にとって、すぐに役立つ講義になると思います。では、三崎先生よろしくお願いいたします。」

三崎の前には、いかにもフレッシュな、スーツ姿の新人弁護士が、２、30人ほど座っていた。いずれも、昨年12月に新しく弁護士登録をした新人弁護士である。弁護士を含む法曹を目指すものは、司法試験合格後、約１年間の「司法修習」と呼ばれるいわば見習い期間を経ることになる。そして、その司法修習の最後に、二回試験（司法試験を１回目と数えて、２回目の試験であることから）と呼ばれる最終試験を受け、これに合格すると、法曹資格を得、裁判官、検察官、弁護士とそれぞれの道を歩むことになる。その二回試験の合格発表は11月であり、多くの弁護士は12月に新規登録をする。多くの、と言ったのは、昨今は就職が決まらずそもそも弁護士登録をしない人や、即独（そくどく）と呼ばれ、既存の法律事務所に所属せずに自分の事務所を立ち上げる弁護士も多く（即独とは、即独立の略である）、仕事のない年末に弁護士登録料や弁護士会費を支払うことを避けて、年明けなどに弁護士登録をする人もいるからである。

弁護士が刑事弁護の事件を受任する契機には、大きく分けて、法律相談や逮捕された人の家族等から相談を受ける場合と、国選弁護人名簿・当番弁護士名簿に登録し、担当日に逮捕・起訴された事件の配てんを受ける場合がある[1]。刑事弁護を担当したいという新人弁護士の多くは、まずこの名簿に登録することになるが、三崎の所属する弁護士会では、最初の一件は比較的軽微な事件が振り分けられ、弁護士会の刑事弁護委員の弁護士に相談をしたりアドバイスをもらったりできるようになっている。それでも、新人弁護士にとって最初の一件というものは不安であり、三崎が行う講座は、その最初の一件を受ける前の段階の弁護士のための講座であった。

三崎は、刑事弁護の受任の流れを説明した上で、接見の重要性について話し始めた。逮捕勾留されている被疑者[2]に面会に行くことを接見と呼ぶ。新人弁護士にとってはなかなか難しいのがこの接見である。三崎が、弁護士になり、接見について最初に習ったことは「何をしたのか」ではなく「どうして逮捕されたのか」と聞くということであった。つまり、逮捕されている人の多くはなんらかの犯罪を行った人であるが、中には誤認逮捕、すなわち犯罪をしていないにもかかわらず逮捕された人がいるのである。また、犯罪は行ったかもしれないが、違法な逮捕手続きによって勾留されたという人もいる。逮捕手続きが違法であれば、すぐに釈放されなくてはならない。

弁護士（なお、刑事弁護では「弁護人」と呼ぶが、ここでは便宜上「弁護士」とする。）は、接見において、被疑者との信頼関係を構築することが必要である。これからの刑事手続において被疑者を知り、被疑者の意思に沿った刑事弁護をするためには、被疑者の話を聞き、事実を知ることが必要であるが、信頼関係がなくては、被疑者から真実の話も聞くことができず、事実認識を誤り、また本人の意思とは異なった方向へ手続きを進めてしまうおそれもある。無罪だと主張したい被疑者に対し、「何をしたのか」と頭から犯罪を行ったことを決めつけるような言い方をしたら、被疑者からの信頼を得られないどころか、これまで警察の取調べで冤罪を主張し頑張っていた被疑者の心を弁護士が折ってしまうことにもなりかねない。

ところが、受講生からは、こんな質問が出た。被疑者が明

[1] 当番弁護士は、逮捕された本人からの依頼によることが多いが、逮捕された人の家族が派遣を要請することもできる。東京の場合、03－3580－0082に電話して要請を依頼することができる。http：//www.nichibenren. or. jp / activity / criminal / reforming / kokusen _ touban/keiben_c.html

[2] 被疑者:なんらかの犯罪を行ったという疑いをかけられている者。起訴されると「被告人」と呼び名が変わる。無罪推定（有罪の判決が確定するまで、被疑者は無罪であるとされること、「疑わしきは被告人の利益に」という言葉と同義）が働くので、あくまでも疑いをかけられているに過ぎない。容疑者という言葉は法律上は存在しない。

らかに不合理な弁解をしているときはどうしたらよいか、というものであった。つまり、こちらが「どうして逮捕されたのか」と聞くと、何もしていないのに逮捕された、と誤認逮捕のようなことをいうが、被疑者の話をよく聞くと、どうもあやしい、なぜ、仕事もしていないのに、何十万円も裸のままポケットに入れて深夜一人で歩いていたのか説明ができない、というケースなどである。逮捕・勾留された後、起訴（裁判になること）されるかどうかの決定まで、最長で20日間かかる。弁護士はその間、警察がどのような捜査をしており、どのような証拠を持っているかを見ることができない。起訴されるまでの情報は、被疑者の話に頼るしかない。その後、起訴されても弁護士が見ることができる証拠は、検察官が裁判所に対して裁判の証拠として請求した、いわば有罪の根拠となる厳選された証拠だけなのである。裁判員裁判など重大事件などの裁判では、裁判を行う前に公判前整理手続という証拠と主張を整理する手続きを行うので、その手続きにおいて裁判で使う証拠以外の証拠を見ることができるが、それでも限られた証拠しか見ることはできない。そのため、冤罪を晴らす決定的な証拠を警察や検察が握っていることもあり、後々それが発覚して問題となるのである。もちろん、発覚しなかったため真相は闇の中という事件がないとも限らないのである。

話を元に戻すと、逮捕・勾留の段階で、本人がいかにも嘘のような話をしていても、弁護士は、例えば防犯カメラの映像や、被疑者が持っていたカバンからどのようなものが発見されているか、なぜこの人が犯人として逮捕されるに至ったのか不明である。とにかく本人の話を聞き、その話を前提に裏付け確認ができるようなことがあれば調査してみる。もちろんその調査能力は、警察の捜査に比べれば微々たるものである。

弁護士としては、本人が「やっていない」といえば、取調べでも「やっていない」と明確に言うようにとアドバイスをするが、起訴されて証拠を見ると、本人が他人の家に侵入している様子がばっちり写真に残っており、所持金の裏付けもとれず、裁判で確実に有罪になると思われることがある。これで無罪を主張することは、本人が事実を不合理に認めていない、すなわち反省していないことになり、かえって不利になる可能性が高いが、これまで「やっていない」として進めてきた以上、本人に認めた方がいいと言うべきか、本人との信頼関係がどうなるか、さらには弁護士倫理との関係でも問題が生じるのである。

三崎は、このようなケースでベテラン弁護士の接見についていったことがあった。被疑者は、これまでずっと警察にも自分がやったのではないと言い続けていたが、ある証拠が出てきたとき、先輩弁護士は被疑者に証拠を見せて、「これ見てよ。これで否認するのはちょっと難しいね。あっはっは。」と笑ったのだ。三崎は、内心、ええ?!笑いごとにしていいの?!と驚いたが、被疑者も、「ははっ。やっぱり、難しいですよね。」などと認めてしまったのだ。被疑者が、弁護士を「試して」いるということもあるのだと思った。

その経験から、三崎は、被疑者の言い分はちゃんと聞き、やっていないという以上はやっていないことを前提に事実確認もし、証拠も調査する。しかし、裁判になり証拠が出てきて、有罪になる可能性が高い時には、そのことをきちんと説明する。また、被疑者の話に納得がいかないところがあれば、その点が納得できないと伝えるようにしている。被疑者が引き返したい、真実を述べたいと思ったときに引き返せるような道も残しておく。他方で、不利な証拠がいくつあっても、本人が絶対に無実だというのであれば、それを前提に手続きを進めるのは当然のことである。あくまでも有罪を証明する責任は検察官にあり、弁護士がすべきことは防御である。証明が不十分であれば有罪にはならないし、また有罪であっても裁判で認められた事実の内容によっては、刑が軽くなることもある。刑事裁判の原則は、「疑わしきは被告人の利益に」であり、明らかに有罪と認められない限りは、有罪にしてはならないのである。もっともこれは理論上の話であり、現実の裁判では「疑わしきは被告人の利益に」という原則が徹底されているとはいい難いと三崎は日々感じているのであるが。

三崎はこれまで否認事件をいくつも担当してきたが、被疑者本人がちゃんと争いたいという事案は、それなりに不確かな部分があり、検察官の主張に納得できない部分がある事件が多かった。実際に、無罪になった事件、一部無罪になった事件もあり、起訴されずに終わる事件もあった。

また、本人の立場や生き方からして、事実を認めることができないという事件もあった。それは、悪い仲間をかばってということではなく、親への恩義や被害者との人間関係によるものであることもあった。被疑者の主張のその奥を知る努力も必要である。当然のことながら、人にはその人なり人生、生き方があり、価値観があり、本人にしか知りえないこと、逆に本人ゆえに気が付かないこともある。弁護士は当事者ではないので、当事者である被疑者自身の物の見方や感じ方というのはとても重要であり、それが自分の想像や事件の見立てとは異なる場合があることを謙虚に受け止める必要がある。このことも踏まえつつ、大きく刑事手続き全体を見通す力、被疑者とその周りの人間関係を見渡す力が刑事弁護人に求められていると思う。

新人のための研修は、三崎の心にも刑事弁護スピリッツを再認識させるものであった。研修を終えると、三崎は、新鮮な気持ちで被疑者の待つ警察署に向かった。

連載企画

社会保険労務士の仕事内容

社会保険労務士　小島信一

本項では、社会保険労務士（以下、「社労士」といいます。）の仕事内容について、ご紹介します。私達社労士は、土地家屋調査士の先生方と一緒に何かをする、ということがあまりないので、もしかすると、社労士の仕事内容をあまりご存じない先生もいらっしゃるかもしれません。今回の会報掲載を期に、少しでも社労士のことを知っていただけたら幸いです。

＜社労士の役割＞

私達社労士に課せられた役割は、「労働・社会保険関係法令の円滑な実施」に寄与するとともに、「企業の健全な発達とそこで働く労働者の福祉の向上」に資することです。平たくいうと、「ヒト」に関する様々な問題を解決して行き、企業や個人の厚生を高める士業ということになります。社労士の業務範囲は広く、最近では年金事務所や労働局内で勤務している仲間も多くなりました。私達の中では、業務を大きく２つに分けています。１つ目が「手続業務」と言われるもので、労働基準法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労災保険法の各種手続書類を作成して行政官庁に届出等をする仕事です。そして、２つ目は、コンサルタント業務と言われるもので、人事労務関連の指導・相談業務のことです。

＜手続業務＞

社労士のメイン業務です。例えば、会社に人が入りますと、社員は健康保険、厚生年金、雇用保険などの社会保険に加入します。このとき、私達社労士は会社から委託を受けて書類を作成し、年金事務所やハローワークに書類の提出を行います。また、この際、扶養する家族がいれば「健康保険被扶養者（異動）届」を作成し、提出代行します。なお、これらの業務は日常頻繁に起こるため、会社とは「顧問契約」をして、これらの手続を継続的に受託するケースが多いです。この辺りが、行政書士や土地家屋調査士の先生と契約形態の違うところだと思います。

企業の顧問をしていると、さまざまな事が起ります。以下、手続が必要なケースのほんの一例をご紹介しますが、その多様性に着目して下さい。

こんなとき	必要な手続
社員に残業をさせる場合	36協定（註１）を作成し、所轄の労働基準監督署に提出
社員が入社した	健康保険、雇用保険、厚生年金の資格取得届
社員の家庭に子供が生まれたまたは社員が結婚した	健康保険の被扶養者異動届
社員が引っ越して住所が変わった	厚生年金の住所変更届
女性社員が結婚して氏名が変わった	健康保険、厚生年金、雇用保険の氏名変更届
社員が病気をして会社を休み、給料がストップした	健康保険傷病手当金の請求
社員が通勤途中、駅の階段から落ちてけがをした	労災保険の通勤災害のため、療養給付の請求
社員が課長に昇進し、大幅に給料が上がった	健康保険、厚生年金の月額変更届
社員が60歳定年になって、再雇用された	雇用保険60歳賃金証明、高年齢雇用継続給付の申請
起業したばかりの会社が順調に業務拡大して行き、社員が10人以上になった	就業規則、賃金規程等の作成

このように、顧問先企業で発生する労働保険・社会保険に関する手続や労務関係の様々な手続書類を作成し、提出を代行します。これらの業務は、社労士法で定める独占業務となっています。

＜コンサルタント業務＞

３号業務ともいいます（社労士法第２条１項３号で定めている業務だからです）。コンサルタント業務自体は、社労

士の独占業務ではないため、コンサル会社などが行うこともできます。コンサルタント業務も裾野が広く、なかなか一言で言い尽くすことができません。よく採用から退職まで、という言い方をしますが、雇用ステージに関わるすべての労働問題が射程範囲になります。それに加え、年金相談などもこのコンサルタント業務の範疇です。具体的には、「どういう人材が必要なのか=要因計画の策定」「採用面接のときどういう質問をすればいいのか、聞いてはいけないことは?」「入社時のトラブルを防ぐにはどうすればいいのか?」「せっかく苦労して人が入ってもすぐに人が辞めてしまう、どうやって社員の定着を図るべきか?」「60歳定年後は老齢年金が支給されるので、それらをもらいながら働くには給料をどの金額に設定すればいいのか?」「最近、社員のメンタルが病んでいる。何か手を打つ必要があるのでは?」「社員も増えてきたので、そろそろ人事考課のしくみを作りたい」等企業の様々な課題に対応して、その解決のお手伝いをします。3号業務は、社労士ごと「どこに力を入れているか」が異なるため、社労士の個性が出てくるところです。ちなみに、私はセミナー講師、組織活性化などに力を入れています。

＜その他の業務＞

多くの社労士は企業を相手に仕事をしています。もっとも、近年では「特定」社労士制度ができるなど、「一般の個人」を相手にした業務も増えています。例えば、「会社から残業代を払ってもらえない」等の相談に対して「あっせん」制度を使って解決するなど。また、社労士会では、入札等でその会社が適切に労務管理しているかを審査する「経営労務診断」、学校での「年金教育」など新分野への業務範囲拡大にも力を入れています。なお、昨年11月の社労士法の改正では「補佐人」制度ができるなど、業務範囲はますます広がってきているところです。

註１．労働基準法36条に基づく労使協定で、「さぶろくきょうてい」と呼ばれることが多い。会社が法定労働時間（１日８時間、週40時間）を超えた時間外労働を命じる場合、必要となる。労組などと書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る。届け出をしないで時間外労働をさせると、労働基準法違反（６カ月以下の懲役または30万円以下の罰金）となる。

連載企画　会員の地域貢献活動

第２回
府中支部松本龍義会員の活動

会報編集委員　池田輝彦

本会会員の地域貢献活動を取り上げてく企画の第２回目として、本会府中支部の松本龍義会員に、現在行っている地域貢献活動について話をお聴きました。

●地元地域でどのような活動を行っていますか?

事務所及び自宅のある府中市において、府中市教育委員会職場体験推進協議委員会の委員長として活動しています。また府中市認定のNPO法人府中PFSというボランティア団体に所属して地域貢献活動などもしています。

●府中市教育委員会職場体験推進協議委員会はイメージしやすいですが、NPO法人府中PFSでは具体的にどのような事をされているのですか?

NPO法人府中PFSとは、府中市から正式に認定を受けている青少年の健全育成を最重要課題にしているボランティア団体であり、職場体験事業推進のほかにも、各小学校や中学校に向けて、「花を育てよう」「ゴーヤの苗を植えよう」などの自然環境に目を向けた活動も行っております。その活動が評価され、今年の１月には文部科学大臣賞を頂けることができました。

●中学生職場体験事業の一環として昨年の９月に府中市立中学校において、府中支部が実施した「土地家屋調査士の仕事」についての課外授業（以下「課外授業」という。）がありましたが、そこに至る経緯を教えてください。

府中市の中学生職場体験の日数が３日間から５日間になったことで、中学校や教育委員会は、受け入れてくれる職場先を見つけるのに大変苦労するようになっていました。また同時に、府中支部では、支部制度広報の一環として、小・中学校への課外授業が実施できる場をもとめていました。原則として職場体験は、中学校の外で実施されるものですが、実際に測量計算体験を盛り込むことで、中学校の中で職場体験ができるように中学校や教育委員会と交渉することができ、昨年９月に府中市立第６、第10中学校の２つの中学校で職場体験としての課外授業を実施することができました。この話が進むようになったのは、私が８年間、自分の子供の小・中学校とPTA役員及び会長と務めたことで、各学校長や教育委員会と強い繋がりがあったことは、

大変大きかったと思います。

●課外授業(職場体験)の中学校や生徒たちの感想はいかがでしたか?

中学校側からは、職場体験が先生たちの目の届くところで行われるのは、なによりも安心できるという意見が多く聴かれました。生徒たちからは、実際の測量機械に触れて測れることの楽しさと、測量結果を計算のうえ、測量図面にするところまでやれる達成感があったようです。教育委員会、各中学校からの評判もよく、府中市内多数の中学校から課外授業実施の要望があります。

府中支部では、今年もすでに府中市内2つの中学校で課外授業を実施することが確定しています。

●最後に総括をお願いします。

地元府中のお祭りに積極的に参加するなかで、小・中学校の歴代PTA会長の方々と自然に繋がりを持つようになり、子供の学校進学とともにPAT役員・会長と務めさせていただきました。この経験により学校教育関係者と連携することができ、今回の課外授業の実施につながりました。東京会会員皆様の中にも、PTA団体・少年少女スポーツ団・地元地域お祭り団体などなど地元地域でいろいろご活動されて、地元地域の人々や団体と強い繋がりを持っている方も多いと思います。府中市に限らず、どこの地域でも職場体験の受け入れ先を探しているはずです。私たち土地家屋調査士がおこなう課外授業がその職場体験ニーズに応えることができ、中学校や生徒たちに喜んでもらえるとしたら、こんなに嬉しいことはありません。このような活動が府中市から東京都内いろいろな地域に広がってくれるように、これからもこの活動を続けていきたいと思います。

会のうごき

入退会者情報

退　会　者

牧野忠明	板橋	登録番号 4464	2015／1／16	業務廃止
奥井信也	葛飾	登録番号 7861	2015／1／19	退会
白神悦夫	墨田	登録番号 7335	2015／1／20	会変更（埼玉）
小山清	豊島	登録番号 914	2015／1／23	業務廃止
中島将行	葛飾	登録番号 5158	2015／1／27	業務廃止
荻原勇	新宿	登録番号 5815	2015／1／30	業務廃止
横田教和	渋谷	登録番号 7487	2015／2／2	会変更（神奈川）
藤田秀之	新宿	登録番号 6632	2015／2／10	会変更（神奈川）
甲斐慶造	江東	登録番号 4566	2015／2／20	逝去
久保野谷　英昭	江戸川	登録番号 5231	2015／2／25	業務廃止
飯塚吉代	田無	登録番号 4344	2015／2／26	業務廃止
菊地広介	葛飾	登録番号 7177	2015／3／3	退会
達橋茂夫	渋谷	登録番号 5663	2014／12／13	逝去
森地勝美	豊島	登録番号 713	2015／3／17	業務廃止
古里富安	板橋	登録番号 1213	2015／3／18	業務廃止
鈴木勝海	足立	登録番号 4672	2015／3／18	業務廃止
酒井潔	豊島	登録番号 1207	2015／3／18	業務廃止
内藤紘一	田無	登録番号 5777	2015／3／25	業務廃止
渡辺静子	府中	登録番号 7605	2015／3／30	退会
吉野壽夫	武蔵野	登録番号 4643	2015／3／31	業務廃止
雨宮旭	杉並	登録番号 6618	2015／3／31	業務廃止
中島次郎	目黒	登録番号 5135	2015／3／31	業務廃止

入　会　者

（支部名の下は入会年月日）

トチカオクチョウサシホウジンヤマグチジムショ 土地家屋調査士法人山口事務所	登録番号 01-0045	立川 2014／9／5	〒190-0012　立川市曙町2-31-15　日住金ビル3階 TEL 042-521-0889　FAX 042-595-8602
トチカオクチョウサシホウジンイノウエゴウドウジムショ 土地家屋調査士法人井上合同事務所	登録番号 01-0046	大田 2014／10／1	〒143-0016　大田区大森北1-11-3-401号 TEL 03-3765-7119　FAX 03-3764-7573
トチカオクチョウサシホウジンエービーシー 土地家屋調査士法人ＡＢＣ	登録番号 12-0026-01-0040	千代田・中央 2014／12／2	〒101-0047　千代田区内神田2-11-6　共同ビル（内神田）5階 TEL 03-5577-5377　FAX 03-5577-5134
ヒラサワ　ノブオ 平澤伸朗	登録番号 7869	練馬 2015／1／13	〒179-0084　練馬区氷川台3-29-2　東福ビル101号 TEL 03-3931-7516　FAX 03-3933-5836

入　会　者

（支部名の下は入会年月日）

サカグチ　シュウイチ 坂　口　修　一	登録番号 7870	杉並 2015／1／13	〒167-0043　杉並区上荻1-10-6 TEL 03-5335-5828　FAX 03-5347-0708
ナガイ　ユウキ 永　井　勇　己	登録番号 7871	目黒 2015／1／13	〒152-0002　目黒区目黒本町2-17-20-501号 TEL 050-5867-8735　FAX 050-5865-0265
マツシマ　シンジ 松　島　伸　二	登録番号 7872	武蔵野 2015／1／20	〒180-0022　武蔵野市境1-12-4　五宿ハイツ203 TEL 0422-55-5903　FAX 0422-55-5903
ホリエ　カオル 堀　江　　馨	登録番号 7873	豊島 2015／2／2	〒170-0003　豊島区駒込2-12-9　富士ハイツ201 TEL 03-3949-4011　FAX 03-3949-5067
ヤナセ　タカシ 柳　瀬　貴　史	登録番号 7874	練馬 2015／2／2	〒176-0012　練馬区豊玉北5-6-7 TEL 03-6914-5872　FAX 03-6914-5873
ヌクイ　マサオ 貫　井　雅　夫	登録番号 7875	田無 2015／2／2	〒203-0042　東久留米市八幡町1-9-28　A-202 TEL 042-420-5953　FAX 042-420-5954
イシグロ　ヒロアキ 石　黒　裕　章	登録番号 7876	江東 2015／2／2	〒135-0042　江東区木場5-8-40　東京パークサイドビル4F TEL 03-5646-1897　FAX 03-5245-5063
コバヤシ　タダシ 小　林　　禎	登録番号 7877	台東 2015／2／10	〒111-0053　台東区浅草橋5-2-3　鈴和ビル9階 TEL 03-3861-1091　FAX 03-3864-9798
ヨコヤ　コウヘイ 横　矢　康　平	登録番号 7878	葛飾 2015／2／20	〒125-0033　葛飾区東水元2-10-4　アーバンヒルズ金町403 TEL 03-6231-3390　FAX 03-6231-3391
ウチノ　ノリマサ 内　野　憲　成	登録番号 7879	豊島 2015／2／20	〒170-0003　豊島区駒込1-5-9　インナービル401 TEL 03-5940-2400　FAX 03-5940-2401
ハシダ　アキヒコ 橋　田　顕　彦	登録番号 7880	板橋 2015／2／20	〒173-0004　板橋区板橋4-4-3　白鳩マンション302号 TEL 03-6915-5163　FAX 03-6915-5164
ヒライ　タカヤス 平　井　孝　育	登録番号 7881	足立 2015／2／20	〒120-0013　足立区弘道1-30-9 TEL 03-3887-7850　FAX 03-3849-7113
ニヘイ　ユウタロウ 二　瓶　雄太郎	登録番号 7882	渋谷 2015／3／2	〒151-0071　渋谷区本町4-12-7　泉西新宿ビル二F TEL 03-3376-7991　FAX 03-3376-7952
カマタ　トシマサ 鎌　田　敏　正	登録番号 7883	武蔵野 2015／3／20	〒181-0011　三鷹市井口2-2-3　パオ井口21 TEL 0422-30-8462　FAX 0422-30-8463
オチウミ　カズヤ 落　海　一　哉	登録番号 7884	台東 2015／4／1	〒111-0053　台東区浅草橋5-2-3 TEL 03-3861-1091　FAX 03-3864-9798
クリハラ　ナオキ 栗　原　直　樹	登録番号 7885	大田 2015／4／1	〒145-0064　大田区上池台2-37-27 TEL 03-3720-3215　FAX 03-3720-3246
アイハラ　ケンイチ 相　原　賢　一	登録番号 7886	足立 2015／4／1	〒120-0005　足立区綾瀬2-21-12 TEL 03-5629-3317　FAX 03-5629-3318

会のうごき

新入会員登録証交付式の開催について

平成27年３月26日(木)に、土地家屋調査士会館３階会議室にて、新入会員登録証交付式が開催された。
交付式に出席した新入会員から、今後の抱負や土地家屋調査士としての志などをひとこと述べてもらった。

台東支部／登録番号：7848　庄田和樹
●新しく登録いたしました庄田と申します。若輩者ですが誠実な業務を心掛けますので、ご指導の程よろしくお願いいたします。

西多摩支部／登録番号：7851　柳川貞誉
●父が調査士で今回バトンタッチする形で入会しました。大学生の頃から手伝わされていたので実務経験はあるほうだと思いますが、改めて技能・知識の研鑽に励みたいと思います。

新宿支部／登録番号：7860　新井健仁
●法人の事務所開設のため大阪会より転入してまいりました。支部研修部長時代に「適正な業務の遂行」「調査士に対する社会的信頼を高める」を目標に事業を行ない、現在も自らへの指針としております。

豊島支部／登録番号：7862　元木高志
●知識、技術の向上を図り、自身及び土地家屋調査士の質を高めるよう勤めていきたいと思います。

千代田・中央支部／登録番号：7865　武田良彦
●現在に至るまで他会でお世話になって参りましたが、今までの経験に驕る事無く、謙虚な気持ちで業務に邁進して行きたいと思います。今後共宜しくお願い申し上げます。

渋谷支部／登録番号：7867　遠藤浩史
●私は今まで測量実務に携わったことがありません。実務経験ゼロからのスタートになります。できる限り研修会に参加して、依頼人から信頼される土地家屋調査士を目指してがんばりたいと思います。

練馬支部／登録番号：7869　平澤伸朗
●本年１月に登録させて頂きました。業務経験がございませんが、一生懸命努力しますので、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

杉並支部／登録番号：7870　坂口修一
●法務局登記官や隣接地地主さんやお客様からしんらいされる調査士になって行きます。

目黒支部／登録番号：7871　永井勇己
●実務経験はございませんが、研修や先輩方から実務を学び、また、10年以上の不動産業界での経験も生かしながら、土地家屋調査士業務を行ってまいります。よろしくお願いします。

武蔵野支部／登録番号：7872　松島伸二
●25年近く補助者としてこの業務に携わってまいりました。いざ土地家屋調査士となると、気が引き締まる思いです。今後は、今までの経験を生かし、国民の信頼に応えたいと思います。

各部からのお知らせ

＜予 告＞

東京土地家屋調査士会

第77回定時総会開催のお知らせ

日　時：　平成27年５月29日（金）午前10時～
会　場：　東天紅　新上野店３階「鳳凰」　台東区池之端１－４－１上野不忍池畔

※なお、当日、事務局は閉鎖致しますので、ご注意ください。

「土地家屋調査士会館３階会議室使用規則」の一部変更について

〔総務部〕

平成27年２月９日

会　員　各　位

東京土地家屋調査士会
総　務　部

「土地家屋調査士会館３階会議室使用規則」の一部変更について

平素は会務運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会の会館である「土地家屋調査士会館」の３階会議室につきましては、平成20年３月の竣工以来、各支部・ブロックの研修会や会議などの会場として多数ご利用いただいておりますが、去る１月16日に開催されました今年度第10回定例理事会におきまして、当該会議室の使用に関する各種事項を定めた標記規則を一部変更し、本年４月１日より施行することとなりましたので、お知らせさせていただきます。

なお、主な変更点は、下記のとおりとなります。

記

【主な変更点】

１．平日の「夜間」の時間帯に会議室を使用する際は、会議室使用料の外、これまで本会が負担してきた夜間警備に必要な経費を、会議室利用者にご負担いただきます。

　ご負担いただく金額につきましては、本規則第３条第４項ただし書に規定の16,000円又は同条第５項ただし書に規定の費用（実費）となります。

２．「Ｂ会議室」は、施設の運営管理の都合上、同会議室単独での使用はできません。ただし、他の会議室の使用予定がある場合には、その利用形態によって使用が可能となる場合もありますので、事務局までお問い合わせください。

以　上

「土地家屋調査士会館３階会議室使用規則」新旧対照表

変　　更　　案	現　　行
（趣旨） **第１条**　土地家屋調査士会館（以下「会館」という。）３階会議室（以下「会議室」という。）の使用については、本規則によるものとする。	**（趣旨）** **第１条**　（同左）
（会議室の使用） **第２条**　会議室は、東京土地家屋調査士会（以下「本会」という。）の単独専用部分として、本会の会務運営のために使用する。	**（会議室の使用）** **第２条**　（同左）
２　支部、ブロック協議会及び本会会員のみを構成員とする団体（以下「会員使用者」という。）は、本会に会議室使用許可を申請し、東京土地家屋調査士会会長（以下「会長」という。）が会務及び管理に差し支えのない範囲でその使用を許可した場合には、会議室を使用することができる。	２　（同左）
３　次の各号の一に該当する者（以下「会員外使用者」という。）は、前２項による使用を妨げない範囲において、使用責任者を定めて本会に会議室使用許可を申請し、会長が相当と認めて許可した場合には、会議室を使用することができる。 ⑴　本会と関連をもつ各種団体 ⑵　その他会長が、使用目的を妥当と認めたもの	３　（同左）
（使用時間及び使用料） **第３条**　会議室の使用は、日曜日、祝日、国民の休日、年末年始（毎年12月29日から翌年１月３日まで）及び土曜日以外の日（以下「平日」という。）の午前９時30分から午後５時30分までの間とする。	**（使用時間及び使用料）** **第３条**　（同左）
２　会議室等の使用時間及び使用料は、次の区分による。ただし、使用料は、予告なく改定することがある。 ⑴　会員使用者　別紙１⑵・別紙２⑵ ⑵　会員外使用者　別紙１⑶・別紙２⑶	２　（同左）
３　会議室の使用に当たり、別紙２記載の機器を使用する場合は、同別紙記載の使用料を徴収する。	３　（同左）
４　会員が主催する会議等については、第１項の規定に関わりなく、午後５時45分から午後８時45分までの時間内で会議室を使用することができる。ただし、この場合、当該会議室の使用に際し、別途本会が管理を行う上で必要とする、別に定める費用又は本条第５項ただし書に定める費用を負担しなければならない。	４　会員が主催する会議等については、第１項の規定に関わりなく、午後５時45分から午後８時45分までの時間内で会議室を使用することができる。ただし、本会事務局職員において当該会議室使用に関わる管理を行うことのできない特段の事情がある場合には、本会が指定する警備会社より警備員の派遣を求め、別途その費用を負担しなければならない。
５　会議室は、原則として平日以外は使用することができない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、平日以外の日に会議室を使用することができる。ただし、この場合、本会が指定する警備会社より警備員の派遣を求め、別途その費用（実費）を負担しなければならない。	５　会議室は、原則として平日以外は使用することができない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、平日以外の日に会議室を使用することができる。ただし、この場合、本会が指定する警備会社より警備員の派遣を求め、別途その費用を負担しなければならない
６　会議室の使用を許可された者は、別紙１に記載の使用料（別紙２記載の機器使用申込者にあっては、同使用料を含む。）及びこれに対する消費税相当額を、指定された期日までに支払わなければならない。期日までに納入	６　（同左）

変　更　案	現　行
がなかった場合、当該申請は無効とする。	
7　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の場合に限り、その一部又は全部を返還することができる。使用料の返還に必要な経費は、還付金の中から差し引くものとする。 (1)　天災、事変その他の不可抗力により使用不能になった場合 (2)　会長が、相当と認めた場合	7　（同左）
8　会長は、会議室の使用目的等に照らし特に認めた場合には、使用料の支払いを免除することができる。	8　（同左）
9　会議室の使用責任者は、当該会議室の使用時間中は常に会議室に在室し、適切に会議室の使用を管理し、使用許可時間の終了までに、使用した会議室を原状に復し、使用者全員を会議室（使用日が平日以外の場合には、会館内）から退出させなければならない。	9　（同左）
10　会議室の使用時間には、事前の準備及び前項による使用終了後の原状回復等に係わる時間を含むものとする。	10　（同左）
（使用の通則） **第４条**　会議室の使用にあたっての一般禁止行為は次のとおりとする。 (1)　許可又は承諾された会議室及び共用施設以外の会館内施設への立ち入りをすること (2)　会館の建物内外及びその敷地内において、広告、ポスターその他の掲示物を貼付し又は看板等を設置すること（事前許可を受けた場合を除く。） (3)　会館外部から飲食物を持ち込むこと（事前許可を受けた場合を除く。） (4)　会議室内外に展示物を設置すること（事前許可を受けた場合を除く。） (5)　会館施設及び設備品への押しピン又は釘打ち等をすること (6)　指定された場所以外で喫煙すること（会館内は全館禁煙） (7)　過度の酒気を帯びて入館すること	**（使用の通則）** **第４条**　（同左）
2　ゴミの処理については、可燃ゴミ、不燃ゴミ、カン・ビン・ペットボトル、再生紙、粗大ゴミの５種類に分別して指定の場所に棄却し、また、分別等に疑義がある場合には本会に指示を求め、その指示に基づき処理しなければならない。	2　（同左）
3　本会の職員は、管理上必要があるときは、会議室の使用中であっても随時入室することができる。	3　（同左）
（使用申込） **第５条**　会議室の使用許可を受けようとする者は、本会所定の会議室使用許可申請書に、申請者の住所、氏名、使用責任者、使用の日時、目的、使用方法及び員数等、所要の事項を記載し、使用の１週間前までに本会事務局に提出しなければならない。	**（使用申込）** **第５条**　（同左）
2　前項の申請に対する許可又は不許可の決定は、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。	2　（同左）
3　会議室使用に関する申し込みは、会員使用者の場合に	3　（同左）

変　　更　　案	現　　行
は使用希望日の２か月前から、会員外使用者の場合には使用希望日の１か月前から、会議室使用許可申請書の提出を行うことができる。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。	
（自己都合による申請の撤回） **第６条**　会議室の使用者が自己の都合によって会議室の使用申請を撤回する場合、撤回の原因発生後直ちに、本会事務局にその旨を通知しなければならない。	**（自己都合による申請の撤回）** **第６条**　（同左）
（使用の禁止） **第７条**　次に該当する行為又は使用は一切禁止すると共に、事前又は事後を問わず当該行為があったとき又はあることが予測されるときは、直ちに会議室の使用を停止する。 (1)　会議室使用許可申請書の内容と異なる目的に使用したとき (2)　許可条件に違反したとき (3)　会合の目的等が公序良俗に反すると認められるとき (4)　使用時間を守らなかったとき (5)　近隣及び他の使用者の迷惑になると認められるとき (6)　その他、会長が会館の管理上不適当と認めたとき	**（使用の禁止）** **第７条**　（同左）
（損害賠償） **第８条**　会館の施設・設備品等を毀損・滅失若しくは汚損したときは、使用責任者は本会の指示に従って原状に復し、又は本会の算定に従って損害を賠償しなければならない。	**（損害賠償）** **第８条**　（同左）
（会長の措置） **第９条**　会長は、この規則を遵守しない者及び会館立入の正当な目的を有しない者に対し、会館からの退去命令その他の必要な措置をとることができる。 ２　この規則に定めのない事項については、会長の決するところによる。	**（会長の措置）** **第９条**　（同左） ２　（同左）
（規則の改廃） **第10条**　この規則の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。	**（規則の改廃）** **第10条**　（同左）
附　則 **（施行期日）** この規則は、平成20年７月11日第４回定例理事会で制定し、平成20年７月14日から施行する。 **附　則** **（施行期日）** この規則は、平成21年11月13日第９回定例理事会で一部改正し、平成21年11月16日から施行する。 **附　則** **（施行期日）** この規則は、平成27年１月16日第10回定例理事会で一部改正し、平成27年４月１日から施行する。	**附　則** **（施行期日）** （同左） **附　則** **（施行期日）** （同左） **（新設）**

「土地家屋調査士会館３階会議室」使用許可申請書・使用許可証

平成　　年　　月　　日

東京土地家屋調査士会　会長　殿

会・支部名

氏　名　　印

下記のとおり使用したいので許可願います。

使用日時	平成　年　月　日（　） 午　時　分から 午　時　分まで					
希望する会議室	A	B	C	AB	BC	ABC
団体名 代表者氏名						
住所						
使用責任者						
会合の名称						
内容						
人員						

備品名	金額	使用の有無	備品名	金額	使用の有無
アンプセット	2,000円		簡易ステージ一式	1,000円	
マイク（ハンド型）×２	@ 800円	（　本）	移動式ホワイトボード	1,000円	
マイク（タイピン型）×２	@1,000円	（　本）	スクリーン×２	@1,000円	（　台）
ＭＤデッキ（再生）	1,000円		プロジェクター（PC可）×２	@5,000円	（　台）
ＭＤデッキ（録音）	1,000円		ＤＶＤプレーヤー	1,000円	
演壇	500円		ビデオ一式	1,500円	

✧　お申し込みはＦＡＸのみの受付となります。

✧　使用を許可する場合，右「使用許可印欄」に受付印を押印の上，ＦＡＸにより返信いたします。

✧　予約が確定しましたら，次の期日までに使用料をお振り込み下さい。【 平成　　年　　月　　日 】

✧　会議室等使用料　：　金　　円

使用許可印欄
受付番号（　　）

【土地家屋調査士会館 3 階会議室使用料】

別紙１(a)
（１室あたりの使用料）

		午　前 9:30～12:00	午　後 13:00～17:30	夜　間 17:45～20:45	全　日 9:30～17:30
東京会会員	A	2,000 円	3,600 円	※3　3,600 円	5,600 円
	B	※4（1,600 円）	※4（2,800 円）	※3・4（2,800 円）	※4（4,400 円）
	C	1,600 円	2,800 円	※3　2,800 円	4,400 円

（表中のＡ～Ｃは，下図にそれぞれ記されている部屋と対応させています。）

※１　消費税は，別途申し受けます。
※２　東京会会員が使用を希望する場合，使用希望日の２か月前から，予約の申込みをすることができます。
※３　平日の「夜間」の時間帯に会議室を使用する場合は，本規則第３条第４項ただし書の規定に基づき，会議室使用料の外，本会が管理を行う上で必要とする費用16,000円又は同条第５項ただし書に規定の費用（実費）をご負担いただきます。
※４　「Ｂ会議室」については，単独での使用はできません。

別紙１(b)
（１室あたりの使用料）

		午　前 9:30～12:00	午　後 13:00～17:30	全　日 9:30～17:30
日調連 公嘱協会 全公連 全調政連等	A	15,000 円	25,000 円	40,000 円
	B	※3（11,000 円）	※3（19,000 円）	※3（30,000 円）
	C	11,000 円	19,000 円	30,000 円

（表中のＡ～Ｃは，下図にそれぞれ記されている部屋と対応させています。）

※１　消費税は，別途申し受けます。
※２　~~東京会会員以外の者が使用を希望する場合，~~使用希望日の１か月前から，予約の申込みをすることができます。
※３　「Ｂ会議室」については，単独での使用はできません。

［部屋番号図］
（三室分割レイアウト）

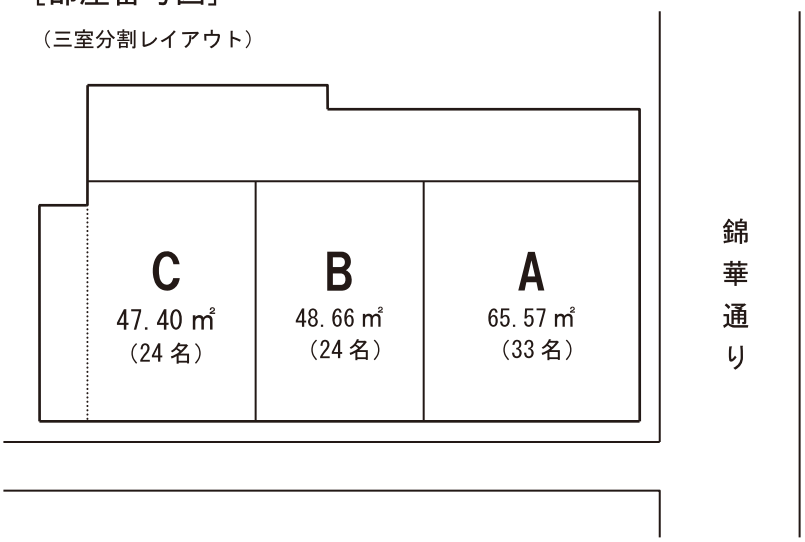

別紙２(a)

諸設備使用料

【東京会会員】

備品名	単位	回数	料金(単価)	備考
アンプセット	１式	１回	2,000円	ワイヤレスマイク・MDデッキ等使用時には必須
ワイヤレスマイク（ハンド型）×２	１本	１回		アンプセットの使用が必須
〃　（タイピン型）×２	１個	１回		
MDデッキ（再生）	１本	１回	1,000円	アンプセットの使用が必須
〃　（録音）	１本	１回	1,000円	録音・再生の同時使用は不能
演　壇（大小各１台）	１台	１回		
簡易ステージ・ステップ・スカート	１式	１回		
移動式ホワイトボード	１台	１回		
スクリーン×２	１台	１回	1,000円	マルチプロジェクター使用時には必須
マルチプロジェクター×２（パソコン接続可）	１台	１回	5,000円	
ＤＶＤプレーヤー	１台	１回	1,000円	使用時には、アンプセット及びマルチプロジェクターの使用が必須
ビデオ一式	１台	１回	1,500円	

※　消費税は、別途申し受けます。

別紙２(b)

諸設備使用料

【会員外使用者】

備品名	単位	回数	料金(単価)	備考
アンプセット	１式	１回	2,000円	ワイヤレスマイク・MDデッキ等使用時には必須
ワイヤレスマイク（ハンド型）×２	１本	１回	800円	アンプセットの使用が必須
〃　（タイピン型）×２	１個	１回	1,000円	
MDデッキ（再生）	１本	１回	1,000円	アンプセットの使用が必須
〃　（録音）	１本	１回	1,000円	録音・再生の同時使用は不能
演　壇（大小各１台）	１台	１回	500円	
簡易ステージ・ステップ・スカート	１式	１回	1,000円	
移動式ホワイトボード	１台	１回	1,000円	
スクリーン×２	１台	１回	1,000円	マルチプロジェクター使用時には必須
マルチプロジェクター×２（パソコン接続可）	１台	１回	5,000円	
ＤＶＤプレーヤー	１台	１回	1,000円	使用時には、アンプセット及びマルチプロジェクターの使用が必須
ビデオ一式	１台	１回	1,500円	

※消費税は、別途申し受けます。

○　会議室貸し出しにあたっての原則

1．日本土地家屋調査士会連合会及び社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会が会議室を使用する場合、テナントによる使用であるとの考えから、会館使用規則に定めた会議室使用料を請求するものとする。
　また、本会会員が会館を使用する場合も、地域的優位性が発生することを考慮した公平性の観点から、費用負担を求めることとする。
2．日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会又は全国土地家屋調査士政治連盟関東ブロック協議会等の組織が会議室を使用する場合、本会が主体的に関係している団体への貸し出しと見なし、会議室使用料は請求しないものとする。
　また、同様に、10士業暮らしと事業のよろず相談会又は災害復興まちづくり支援機構等、本会が構成員となっている会合への貸し出しについても、同様とする。
3．本会の職員が開催日当日に立ち会わない会合である場合、館内のセキュリティ確保の観点から別途警備員を雇うこととし、その費用負担については、実費相当額を、借り主に請求するものとする。
4．その他、上記に当てはまらないケースでの会議室使用料の要否等については、会長判断により決する。
5．夜間（午後５時45分～８時45分）の使用にあたっては、東京土地家屋調査士会会員のみを対象とし、その他のケースについては、状況に応じて、会長の判断により、決するものとする。

会費の自動振替口座の残高確認について

〔財務部〕

会員各位におかれましては、会費の自動振替制度にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当会の会費につきましては、会則別紙の４の定めに基づき、１年間を４期に分け、各期分を前納することとされております。
つきましては、平成27年度における「会費の自動振替の年間スケジュール」をお知らせ致しますので、振替不能等の行き違いなどがありませんよう、振替日が近づきましたら、預金口座の残高をご確認くださいますよう、お願い致します。

【平成27年度 会費の口座振替年間スケジュール】

口座振替日	振替対象期	振替対象月
平成27年４月27日（月）	平成27年度　第１期分	平成27年４月～６月
平成27年７月27日（月）	平成27年度　第２期分	平成27年７月～９月
平成27年10月27日（火）	平成27年度　第３期分	平成27年10月～12月
平成28年１月27日（水）	平成27年度　第４期分	平成28年１月～３月

※残高不足等により振替不能の場合は、直接本会にお振込いただくことになります
（振込手数料については、各自のご負担となります）。

各部からのお知らせ

「厚生規程」の一部変更と会員が実施する厚生事業への助成について

〔財務部〕

平成27年３月18日

「厚生規程」の一部変更と会員が実施する厚生事業への助成について（お知らせ）

― 財　務　部 ―

東京土地家屋調査士会では、このたび、「厚生規程」の一部を変更し、新たに、会員が実施する厚生行事に対し助成を行う規定（第５条）を設けましたので、お知らせ致します。

なお、当該規定に基づく厚生事業助成金の給付を希望される場合には、本規定に定める要件等にご留意いただき、別紙様式をもって、東京土地家屋調査士会に申請してください。

【「厚生規程」抜粋】

（厚生事業の内容）

第３条　本会が実施する厚生事業は、会員の福利と健康の増進を図ることを目的として次の各号に掲げる事業を行う。

（1）－（2）　省略

（3）　レクリエーション、親睦旅行、運動会、観劇会、音楽会、その他のスポーツ大会等の開催

（4）－（9）　省略

（会員が実施する厚生行事）

第５条　本会は、50人以上の会員が出席して第３条第３号に規定する厚生事業（支部及びブロック協議会が主催するものは除く。）を開催する場合、財務部所管の福利厚生費の予算の範囲内において、１事業につき５万円支給することができる。この場合、厚生事業を実施する会員の代表は、事前に実施計画書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。なお、事業終了後は速やかに報告書を提出するものとする。

◎　問い合わせ先：東京土地家屋調査士会（電話　03－3295－0587）担当寺岡

（別紙様式第１号）

平成　　年　　月　　日

「厚生事業」実施計画書

東京土地家屋調査士会会長　殿

（代表者）
登録番号：東京第　　号
支　　部：　　支部
氏　　名：　　職印

厚生規程第５条の規定に基づき，厚生事業助成金の給付を申請すべく，厚生事業実施計画書を提出いたします。

記

１．厚生事業の名称

２．実施予定日　平成　　年　　月　　日（　　曜日）
午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分

３．参加予定者数　　名（会員　　名，補助者　　名，その他　　名）

４．予定会場

５．厚生事業の内容

６．添付資料内訳（開催通知，パンフレット等）

７．予算の概算額及び用途

※ 東京土地家屋調査士会受付欄

受　　付	承　　認
	平成　　年　　月　　日 第　　回定例理事会

（別紙様式第４号）

平成　　年　　月　　日

「厚生事業」実施報告書

東京土地家屋調査士会会長　殿

（代表者）
登録番号：東京第　　号
支　　部：　　支部
氏　　名：　　職印

平成　　年　　月　　日付けをもって実施計画書の提出を行った厚生事業について，厚生規程第５条の要件を満たし下記のとおり実施したので，別紙のとおり，給付金振込先「金融機関口座届出書」を添えて，報告いたします。

記

１．厚生事業の名称

２．実　施　日　平成　　年　　月　　日（　　曜日）
午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分

３．参加者数　　名（会員　　名，補助者　　名，その他　　名）

４．実施会場

５．厚生事業の内容

６．添付資料内訳
(1) 出席会員名簿（必須）
(2) 写真
(3) 収支報告書
(4) その他

７．所　感　等

（別紙様式第４号）

【 別 紙 】

厚生事業実施報告「金融機関口座届出書」

金融機関名	
支店名	
預金口座の種類	普通・当座・その他（　　）
預金口座の記号・番号	
ふりがな	
預金口座の名義	

※ 東京土地家屋調査士会受付欄

「実施計画書」受付日	「実施計画書」承認日
平成　年　月　日	平成　年　月　日 第　回定例理事会
「実施報告書」受付	「実施報告書」承認
	平成　年　月　日 第　回定例理事会

各部からのお知らせ

東京法務局における登記相談の取扱いについて

〔業務部〕

平成27年３月２日

会　員　各　位

東京土地家屋調査士会
業　　務　　部

東京法務局における登記相談の取扱いについて（お願い）

このたび標記のことにつきまして、東京法務局民事行政部名をもって、別紙のとおりの依頼がありました。

東京法務局各支局・出張所における登記相談に関しては、これまでも繰り返し、本会ホームページをもってお知らせしてきたところでありますが、再度、徹底願いたいとのことであります。

つきましては、会員各位におかれては、東京法務局各支局・出張所の登記相談を利用される際には、別紙の内容にご留意いただき、相談票及び関係資料を整え、また、土地家屋調査士としての見解等を示した書面を準備した上で、窓口相談に臨まれますよう、お願い致します。

２総調２第１号
平成27年２月20日

東京土地家屋調査士会会長　殿

東京法務局民事行政部長

東京法務局における登記相談の取扱いについて（依頼）

平素、登記行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、従前から、貴会会員の皆様方からの登記相談については、相談票、関係資料及び資格者代理人としての見解等を示していただいた上で、窓口相談で対応させていただく旨、お願いしているところですが、一部の会員からの、見解も示さない口頭のみの相談や、電話による相談など、いまだ徹底されていない状況にあります。

つきましては、改めて、貴会会員の皆様方への周知をお願いいたします。また、今後、各庁において、貴会各支部に対しても同様の依頼をいたしますので、よろしくお取り計らい願います。

【参考様式】

登　記　相　談　票

（表示登記用）

1　相談の希望日時	平成　　年　　月　　日（　　曜日）午前・午後　　時　　分から （所要時間の目安　　分）
（日時調整）	□ 希望どおり □ 変更・平成　　年　　月　　日（　　曜日）午前・午後　　時　　分
2　相談者	□ 土地家屋調査士（氏名） □ 連絡先（ＴＥＬ）
3　登記の目的	
土地	□ 地目変更・地積更正　□ 分筆　□ 合筆 □ 地図訂正　□ その他（　　）
建物	□ 新築　□ 床面積変更・更正　□ 滅失 □ その他（　　）
不動産の表示	所在　　区・市　　町　　丁目　　番 □ 土地　□ 建物（家屋番号）
4　登記相談の要旨 （相談が効率的にできるよう要点をお書きください。）	
5　相談者の意見及び理由（1） （この欄に書き切れないときは，裏面にお書きください。）	
6　相談に関する資料	□ 別紙のとおり □ □
7　事件提出予定時期	平成　　年　　月　　日（　　曜日）

各部からのお知らせ

不動産登記の登録免許税課税標準価額の認定基準の一部改正について

〔業務部〕

平成27年３月12日

会　員　各　位

東京土地家屋調査士会
業　　務　　部

不動産登記の登録免許税課税標準価額の認定基準の一部改正について（お知らせ）

このたび東京法務局より、本年４月１日施行の同局管轄内における「新築建物課税標準価格認定基準表」等について、別紙のとおりの通知がありましたので、お知らせ致します。

なお、業務部では、同局管区内の各地方法務局における当該認定基準等についても、現在、情報収集を行っておりますので、情報の収集ができ次第、別途、会員各位にお知らせ致します。

１不登４第４号
平成27年３月６日

東京土地家屋調査士会長　國　吉　正　和　殿

東京法務局民事行政部首席登記官
（不動産登記担当）平　林　正　章

不動産登記の登録免許税課税標準価額の認定基準の一部改正について

当局における標記認定基準を下記のとおり改正し、本年４月１日から施行することとしましたので、連絡します。

記

別紙(1)「東京法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表」及び別紙(2)「経年減価補正率表」をそれぞれ別紙(1)及び別紙(2)のとおり改める。

別紙(1)

東京法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

（基準年度 ： 平成27年度）

（1平方メートル単価・単位：円）

構造 / 種類	木造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	87,000	－	95,000	112,000	132,000	－
共同住宅	87,000	－	95,000	112,000	132,000	－
旅館・料亭・ホテル	－	－	－	117,000	114,000	－
店舗・事務所・百貨店・銀行	71,000	－	65,000	131,000	136,000	129,000
劇場・病院	79,000	－	－	117,000	114,000	－
公衆浴場	－	－	－	－	－	－
工場・倉庫・市場	41,000	51,000	40,000	61,000	91,000	－
土蔵	－	－	－	－	－	－
附属家	49,000	61,000	48,000	73,000	109,000	－

※ 本基準により難い場合は，類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

別紙（2）

経　年　減　価　補　正　率　表

1 木造建物減価補正率

経過年数	経年減点補正率
1	0.80
2	0.75
3	0.70
4	0.67
5	0.64
6	0.62
7	0.59
8	0.56
9	0.53
10	0.50
11	0.48
12	0.45
13	0.42
14	0.39
15	0.37
16	0.34
17	0.32
18	0.30
19	0.28
20	0.26
21	0.25
22	0.24
23	0.23
24	0.22
25	0.21
26	0.21
27以上	0.20

2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点補正率
1	0.9579
2	0.9309
3	0.9038
4	0.8803
5	0.8569
6	0.8335
7	0.8100
8	0.7866
9	0.7632
10	0.7397
11	0.7163
12	0.6929
13	0.6695
14	0.6460
15	0.6225
16	0.5992
17	0.5757
18	0.5523
19	0.5288
20	0.5054
21	0.4820
22	0.4585
23	0.4388
24	0.4189
25	0.3992
26	0.3794
27	0.3596
28	0.3398
29	0.3228
30	0.3059
31	0.2916
32	0.2774
33	0.2631
34	0.2488
35	0.2345
36	0.2294
37	0.2243
38	0.2191
39	0.2140
40	0.2089
41	0.2071
42	0.2053
43	0.2036
44	0.2018
45以上	0.2000

※本表は，平成26年11月28日付け総務省告示第421号による改正後の固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）の「木造家屋経年減点補正率基準表」及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出したものである。

その他通知等

「登記情報提供サービスの運用拡大」の見直しについて

日調連発第296号
平成27年２月６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「登記情報提供サービスの運用拡大」の見直しについて（参考送付）

法務省民事局総務課長及び同民事第二課長から、法務局民事行政部長及び地方法務局長あて標記通知が発せられましたので、参考のため送付します。

なお、本通知の趣旨は、「登記情報提供サービスの運用拡大」として、平成25年３月から、毎月１回、原則として第２土曜日に登記情報提供サービスを利用することができるようにするとしたところ、その認知度が８割を超える水準に達しているにもかかわらず、土曜日における利用件数が平日における利用件数の１割程度にとどまることから、本年度末をもって、その実施を取りやめることとしたものであります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願いします。

【参考】
機密性２　完全性１　可用性１

法務省民二第55号
平成27年１月19日

法務局民事行政部長　殿
地 方 法 務 局 長　殿

法務省民事局総務課長
法務省民事局民事第二課長

「登記情報提供サービスの運用拡大」の見直しについて（通知）

標記の取組については，平成25年１月25日付け法務省民二第38号当職ら通知「「登記情報提供サービスの運用拡大」の実施について」において，平成25年３月から，毎月１回，土曜日に，登記情報提供サービスを利用することができるようにするものとしているところですが，アンケートの結果によると，各種の周知・広報により，利用者の運用拡大についての認知度が８割を超える水準に達しているにもかかわらず，土曜日における利用件数は全期間を通じて平日における利用件数の１割程度にとどまり，また，今後この利用割合が大幅に増加する見込みは少ないことなどから，本年度末をもって，その実施を取りやめることとしましたので，通知します。

なお，今後の登記情報提供サービスに係る利便性の向上については，利用者の意向や費用対効果を踏まえつつ，各種機能の拡充等を通じた使いやすさの改善に係る方策を中心として実施していくこととしていますが，その具体的な取組の一例として，本年４月以降，一般財団法人民事法務協会において，インターネット上で住宅地図を用いた地番検索を可能とするサービスが実施される予定であり，その詳細については，決定次第，改めてお知らせします。

その他通知等

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて

日調連発第335号
平成27年３月９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（参考送付）

法務省民事局長から、法務局長及び地方法務局長あて標記の通達が発せられましたので、参考のため送付します。
なお、主な留意点は、下記のとおりです。

記

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「改正法」という。）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第３号。）のうち、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する規定が、本年４月１日から施行されることによって、改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第４項に規定される証する情報が提供された場合における所有権の保存又は移転の登記の申請があった場合、当該証明書には、登記名義人となる認可地縁団体の主たる事務所の所在地が記載されているため、これをもって、その住所を認定する。
また、登記原因を証する情報は、台帳の写しとする。

参考資料　地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）新旧対照条文（抜粋）
参考ＵＲＬ　http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html
（地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第３号）（公布日　平成27年１月30日））

※誌面の都合により，別添資料の一部の掲載を省略しています。
本会ホームページ「会員の広場」に全情報が掲載されておりますので，ご確認ください。

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第124号
平成27年２月26日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「改正法」という。）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第３号。以下「改正省令」という。）のうち，認可地縁団体が所有

する不動産に係る登記の特例に関する規定が，本年４月１日から施行されることとなりましたが，これに伴う不動産登記事務の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通達中，「法」とあるのは改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）を，「規則」とあるのは改正省令による改正後の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）をいいます。

記

第１　改正法の概要

認可地縁団体（法第260条の２）が所有する一定の要件を満たした不動産について，当該認可地縁団体が自己を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは，当該認可地縁団体は，当該登記をすることについて異議のある当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）は市町村長（当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長（規則第22条の２第１項））に対し異議を述べるべき旨の公告を求める旨を当該市町村長に申請することができるとされた（法第260条の38第１項）。

当該市町村長が当該公告を行い，登記関係者等が法第260条の38第２項の期間内に異議を述べなかった場合には，当該市町村長が当該公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報（以下「証する情報」という。）を当該認可地縁団体に提供することとされた（同条第４項）。

認可地縁団体は，証する情報を申請情報と併せて登記所に提供するときは，不動産登記法（平成16年法律第123号）第74条第１項の規定にかかわらず，証する情報に係る不動産の所有権の保存の登記を申請することができるとされる（法第260条の39第１項）とともに，不動産登記法第60条の規定にかかわらず，単独で証する情報に係る不動産の所有権の移転の登記を申請することができるとされた（法第260条の39第２項）

また，証する情報の様式は，別添のとおりとされた（規則別記情報提供様式（第22条の４関係））。

第２　証する情報が提供された場合における所有権の保存又は移転の登記の申請があった場合の取扱い

１　所有権の保存の登記の申請における登記名義人となる者の住所の認定の方法

証する情報が提供された場合における所有権の保存の登記の申請については，不動産登記令（平成16年政令第379号）別表28の項の適用はないため，同項添付情報欄ニの情報は提供されないが，同令第７条第１項第１号の当該法人の代表者の資格を証する情報として，法第260条の２第12項の証明書（規則別記台帳様式（第21条関係）。平成３年４月２日付け法務省民三第2246号当職通達別紙甲号の別紙。以下「台帳の写し」という。）が提供されるところ，当該証明書には，当該申請における登記名義人となる認可地縁団体の主たる事務所の所在地が記載されているため，これをもって，その住所を認定する。

２　所有権の移転の登記の申請における登記原因（これを証する情報を含む。）及びその日付の認定

証する情報が提供された場合における所有権の移転の登記の申請についても，前掲当職通達のとおり，原因を「委任の終了」とし，その日付を法第260条の２第１項の市町村長の認可の日とするほか，登記原因を証する情報は，台帳の写しとする。

情報提供様式（第二十二条の四関係）　**別添**

第　号

何年何月何日

（申請団体）　御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

何市(町)(村)長

公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第 260 条の 38 第１項の規定により、　年　月　日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第２項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第３項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第４項に規定する証する情報を提供します。

1　公告に関する事項

(1)　申請を行った認可地縁団体の名称

(2)　申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延　床　面　積	所　　在　　地

・土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住　　所

(3)　公告期間

2　公告の結果

１の公告については、１(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

※誌面の都合により、別添資料の一部の掲載を省略しています。
本会ホームページ「会員の広場」に全情報が掲載されておりますので、ご確認ください。

その他通知等

法務省不動産登記法第14条第１項地図作成作業規程（基準点測量を除く）等の改定又は策定に関する所属会員への伝達について

日調連発第354号
平成27年３月23日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省不動産登記法第14条第１項地図作成作業規程（基準点測量を除く）等の改定又は策定に関する所属会員への伝達について（お願い）

この度、法務省民事局民事第二課長から、当職あてに、別添のとおり標記規程等を改定又は策定したため、早急に所属の会員に周知を図ってほしいとの依頼がありましたので、突然ではありますがご配意をお願いいたします。

この作業規程の改定などにつきましては、社会事業部又は地図対策室と民事第二課との、大都市における登記所備付地図作成作業に関する打合せの中でも触れられてきたものであります。

また、これらの規程等については、全ての登記所備付地図作成作業を対象として改定又は策定がされたものであり、具体的な作業に当たっては、対象地区の実情を踏まえて変更されることがあるとのことですので、この点についても、併せて伝達願います。

なお、同作成作業の実施においては、土地家屋調査士会と法務局との連携が必要不可欠となりますので、同作成作業の実施に際しましては、法務局との連絡を密に取るなどの対応に留意願います。

おって、当職として、この法務省不動産登記法第14条第１項地図作成作業規程（基準点測量を除く）等の改定等を受けて、社会事業部において、民事第二課と打合せの上、連合会解説書の改訂版の作成を急ぐように指示をしておりますことを申し添えます。

※別添資料等情報は，本会ホームページ「会員の広場」にて掲載しております。
詳細については，そちらをご確認ください。

土地家屋調査士法施行令の一部改正について

日調連発第361号
平成27年３月27日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士法施行令の一部改正について（通知）

標記施行令の一部を改正する政令（平成27年３月27日付け政令第105号）が公布され、平成27年４月１日から施行されることとなりましたので通知します。

なお、内容は下記のとおりです。

記

1　土地家屋調査士法第３条第５項に規定される民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有するとの認定を受けるための手数料を2,400円から4,300円に引き上げる。

2　土地家屋調査士法第６条第７項に規定される土地家屋調査士試験の受験手数料を7,200円から8,300円に引き上げる。

（参考URL）
官報　平成27年３月27日付号外第69号
https://kanpou.npb.go.jp/20150327/20150327g00069/20150327g000690021f.html

その他通知等

一般社団法人東京公共嘱託土地家屋調査士協会 第31回(平成27年度)定時社員総会開催のお知らせ

標記のことについて、２月20日開催の第12回定例理事会において下記のとおり通常総会を開催することに決定しましたので、お知らせいたします。

記

１．開催日時　　平成27年６月24日（水）
　　午後１時00分から午後５時

２．開催場所　　台東区上野「東天紅」

３．予定議案
第１号　平成26年度事業報告承認について
第２号　平成26年度収入支出決算報告承認について
第３号　平成27年度事業計画（案）承認について
第４号　平成27年度収入支出予算（案）承認について
第５号　定款の一部変更（案）について
第６号　事務処理規則の一部改正（案）について
第７号　任期満了に伴う役員等の選任について

開催通知は定款第18条第３項の規定により後日、総会要領とともに社員に送付しますが、出席・欠席の回答と文書による質問は６月22日（月）午後５時までに到着するようお願いいたします。

なお、文書による質問については、上記期限を過ぎての受付はしませんので、ご留意下さい。

また、本協会の定時社員総会の成立は、定款第21条第１項の規定により社員の過半数の出席を要することとなっておりますので、多数のご出席をお願いいたします。

やむを得ず欠席の場合は、必ず委任状をご提出下さいますよう、お願いいたします。

おって、予定議案については、議案を追加することがあるかもしれませんので、予めご了承下さい。

〈委任状について注意点〉

※１　社員総会議事運営規則第３条第３号の規定により、受任者の記載は**氏名（フルネーム）を有効**とし、その他の記載（例えば○○支所長又は議長など）は無効になります。

※２　社員総会議事運営規則第３条第６号の規定により、**受任者の氏名の記載のない委任状については、執行部提出原案に賛成したものとさせていただきます。**

公嘱協会定額会費自動振替口座の残高確認について（お願い）

社員各位におかれましては、定額会費の自動振替制度にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

定額会費はご承知のとおり月額2,000円として、１年を前期・後期の２回に分けて自動振替の方法により収納しております。つきましては、下記の振替日までに預金口座の残高をご確認頂きますようお願いいたします。

①	前期分	毎年４月27日	12,000円
②	後期分	毎年10月27日	12,000円

※このページについてのお問い合わせは下記までお願いいたします。
一般社団法人　東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会
TEL　03-3518-6600

月刊えくてびあん
「蔵出し立川③～立川の測量といえば・・・・～」

（2013年 3 月「月刊えくてびあん」No340より）

会報編集長　瀧野隆央

本会立川支部松井信雄会員から、立川市で無料配布されている地域文化誌「月刊えくてびあん」2013年 3 月号の記事について、昨年の12月、立川支部のFacebookを通して紹介がありました。

土地家屋調査士制度がまだ無かった、昭和ひと桁の時代、立川市で測量と地図作製をやっていた「田宮測量社」と田宮市郎右衛門さんに関する記事です。この時代にトランシットを駆使して土地の測量を行い地図を作成していた人のお話を、お届けしたいと思います。

また、会報誌掲載にあたって、「月刊えくてびあん」様よりご理解とご協力をいただきましたことを、この場をもちまして感謝の意を申し上げます。

その他通知等

戦前から戦後にかけて、役所や交番に貼られていた「立川全図」には『田宮測量社』の名前が記してあった。
立川の測量業界草分けとも言える田宮市郎右衛門さんのお孫さん田宮茂さんに話を聞いた。

蔵出し立川③　立川の測量といえば・・・・

立川市歴史民俗資料館に行くと、立川変遷地図集という本がある。そこに「田宮測量社」と記された地図がいくつも掲載されている。田宮市郎右衛門さん、明治36年生まれ、昭和 5 年の立川の地図以降、昭和 7 年、昭和11年の改定版にも田宮さんの名前が記されている。「昔の大きな陶器の灰皿を使ってましたが、中は火鉢みたいになっていました。灰しか入ってない。そのくらいタバコが好きだったんです」――茂さんの語るお祖父さん、市郎右衛門さんの姿だ。

田宮茂さん

測量中の田宮市郎右衛門さん

田宮文治さん
（当時は旧姓　勝尾文治さん）

田宮測量社は立川駅の南口、現在のマクドナルドのところにあった。岩崎家の借家で測量事業の傍ら「南羊堂」という文房具店を営み、奥さんの文子さんが店番をしていた。昭和 5 年から18年頃までの話である。田宮夫妻に子どもはなく、養子に入った文治さん（茂さんのお父さん）のところに、文子さんの妹幸子さんが嫁いできたのだという。茂さんが物心ついた頃には、お祖父さん夫妻は北口の、やはり岩崎さんの地所を520坪借りて住んでおり、バイクに乗って測量に出かけて行く姿をよく見たそうだ。文治さん一家は当時富士見町に住んでいたが、茂さんたち孫にとって立川のお祖父さん宅は庭が広くて池があり、離れがあって公園を独り占めしているような子どもたちにとってはすばらしい遊び場だったのだという。

一方、養子に入った文治さんだが、大正 7 年、新潟県生まれ。陸軍士官学校を経て入営。ノモンハンにいたが、飛行学校の先生が足りないということで呼び戻され、立川と所沢の飛行学校で教えていた。学生が組み立てた飛行機で試験飛行をするのだが、乗りたがらない士官が多い中、文治さんはよく飛んだのだと言う。一度試験飛行に出て、谷保に落ちたことがあり、その時の傷はその後もずっと残っていたが、茂さんに話したのは傷のことよりも、墜落を周囲の住民に伝えたところ、村人から「へいだらこくな」と言われたその言葉の意味がわからなかったことだそう。一時期、飛行第五連隊にも所属し、同時期の名簿の中には川上哲治の名前もある。

市郎右衛門さんと文子さん

遺品のトランシット

戦後、測量とは関係のない鉄工所「株式会社曙製作所」を設立。息子たちに「時代に生きろ」と話し、茂さんの兄田宮治雄さんは会計士の資格を取得、現在は東京国際大学商学部教授に次男である茂さんが文治さんの後を継いだ。

市郎右衛門さんが測量士だったという遺品は、昭和 8 年に求めた「トランシット」だけだそうだ。

田宮測量社（昭和12年）

編集後記

会報編集長　瀧野隆央

2013年夏、広報事業部担当理事を拝命していた小職は、指示を受け、東京土地家屋調査士会（以下、「東京会」という。）会報編集委員会に参加しました。ここで「委員による互選」を経て会報編集長となり、第595（秋）号の編集後記を書くことになりました。なんとなく所掌事業部（当時の部名称。現在は「広報事業部」）の理事なのでお願いします的な空気の中で委員長に就任してしまったというのが今でこその本音でしたが、当時の編集後記で書いた通り、編集の仕事は、中学校の「学級新聞」以外やったことがない「どしろうと」でした（もっとも今もあまり代わり映えはありませんが－汗－）。

始まりがあるので終わりがあるものです。いよいよ小職の理事としての任期は終了となり、委員長としての任期も満了となるため、小職にとってこれが最期の編集後記となります。

スタート当時、委員全員が手探り状態だったとおもいましたが、表紙の素材選定、取材対応、寄稿依頼、執筆、校正にあたってきました。編集会議において「新しい企画を考える」という付託事項にどう対応していくかは、正直どうしたら良いかわからず大変でしたが、委員各位が支部や地元地域の活動に関する情報を持ち寄り、地域貢献活動や、他士業との交流を企画として取り上げ、今も取材に当たっています。そして、この取組みを、次の委員会につなげて行きたいと考えています。

関東ブロック各単位会においても、会報誌の「コンテンツ（ネタ）」は「悩みのタネ」で、東京会でも限られた誌面の中でどうやりくりしていくか、という悩ましい状況に変わりはありません。今期の委員会では、台東支部浅川、府中支部池田、千代田・中央支部小島、町田支部後藤。このメンバーのチームワークで乗り切って、次に「つなぐ」事ができたと思います。

委員各位と編集会議オブザーバーの大倉広報事業部担当副会長、また、武田事務局職員に感謝したいと思います。そして、読者である東京会会員各位、関係各位全てに感謝すると共に、今後の東京会会報「とうきょう」への変わらぬご支援をお願いして、第601（春）号の編集後記を終わりたいと思います。

とうきょう
２０１５年　新春号　Ｎｏ．６０１（２０１５年４月１５日発行）
企画・編集：　東京土地家屋調査士会会報編集委員会
発行：　東京土地家屋調査士会　会長　國吉正和
〒101-0061　東京都千代田区三崎町１丁目２番10号　土地家屋調査士会館１階
TEL：03-3295-0587　／　FAX：03-3295-4770
URL：http://www.tokyo-chousashi.or.jp/
表紙デザイン・印刷：　新日本法規出版株式会社
＊禁無断転載

表示登記相談のご案内

◆ 本部定期相談

開催場所：　東京土地家屋調査士会
〒101-0061　東京都千代田区三崎町１丁目２番10号　土地家屋調査士会館
TEL：03-3295-0587

開催日時：　毎週月曜日（午後１時00分～午後４時15分）
毎週木曜日（午後１時00分～午後４時15分）

そ の 他：　※ 事前の電話予約が必要です。予約の上、ご来会ください。
※ より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。
ただし、資料不足等により、継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。

◆ 支部定期相談

開催日時・場所等につきましては、各支部等にお問い合わせください。

詳細については、当会ホームページ（http://www.tokyo-chousashi.or.jp/）にて掲載されておりますので、ご参考ください。

◆ 特設相談

「表示登記の日（４月１日）」と「法の日（10月１日）」にちなみ、４月と10月に、東京土地家屋調査士会各支部にて相談会を臨時で開催することがあります。

開催日時・場所等につきましては、当会ホームページ（http://www.tokyo-chousashi.or.jp/）にて告知されますので、ご参考ください。

◇ 相談の対象

土地家屋調査士が行う次の事業に関する事項が相談対象となります。ただし、個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導につきましては、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

土　地	：	境界確認、鑑定測量、分筆・合筆・地積更正・地目変更等の各登記
建　物	：	新・増・改築の表示・変更・更正登記、区分・合併・分割・滅失等の各登記
調査測量	：	土地・建物の調査・測量
その他	：	公共嘱託登記、審査請求手続、その他不動産の状況に関する事項等

常設「支部無料相談実施箇所」一覧表

平成27年４月１日現在

支部名	実　施　日	時　　間	場　　所
千代田・中央	毎月第３木曜日（８月開催無し）	13：00～15：00	千代田区役所　２階区民相談室
	毎月第４木曜日	13：00～16：00	中央区役所　１階区民相談室
港	毎月第３木曜日	13：00～16：00	東京法務局港出張所　２階ロビー
台　東	毎月第２火曜日	13：00～16：00	台東区役所１階区民相談室
	毎月第４火曜日		
江　東	毎月第２水曜日 ２・８月のみ第一水曜日	13：00～15：00	江東区役所　本庁舎２階ロビー常設相談コーナー
足　立	毎月第２水曜日	13：00～16：00	足立区役所　北館３階　区民の声相談課
江戸川	毎月第１土曜日	13：00～16：00	グリーンパレス　江戸川区民センター３階相談室
	毎月第３土曜日		
葛　飾	毎月第３木曜日	13：00～16：00	葛飾区役所　２階区民相談室
新　宿	毎月第２火曜日	13：00～16：00	新宿区役所　第一分庁舎２階相談室
中　野	毎月第２火曜日	13：00～16：00	中野区役所　１階専門相談室（予約制）
	毎月１回（８月開催無し）	10：30～16：00	中野区役所　１階ロビー(詳細については、区役所にお問い合わせください。)
練　馬	毎月第１木曜日	13：00～16：00	練馬区役所　区民相談所（予約制）
	毎月第３木曜日		
	毎月第１月曜日		練馬区役所　石神井庁舎２階　区民相談室（予約制）
大　田	毎月第１水曜日	13：00～16：00	大田区役所　１階ロビー
渋　谷	2･5･8･11月中に1回ずつ	詳細は渋谷支部まで	渋谷区立勤労福祉会館又は渋谷区立商工会館５階
目　黒	毎月第３月曜日	13：00～16：00	目黒区総合庁舎　１階
豊　島	毎月第３水曜日	10：00～12：00	豊島区民センター　２階第３相談室
北	毎月第１木曜日	13：00～16：00	北区役所　３階区民相談室
荒　川	毎月第３木曜日	13：00～16：00	荒川区役所　区民相談室
八王子	毎月第２火曜日 {1・2月は1回(日曜日)}	13：00～15：30	八王子市役所　八王子駅南口総合事務所
町　田	毎月第１木曜日	13：00～16：00	町田市役所　市民相談所（予約制）
	毎月第３木曜日		
府　中	毎月第１水曜日	13：00～16：00	小金井市役所　市民相談室
調　布	毎月第３金曜日	13：00～16：00	調布市役所　２階ロビー
	毎月第４木曜日		狛江市役所　市民相談室
武蔵野	毎月第３月曜日 (3月第4火曜日、7月第3火曜日、9月開催無し)	13：00～15：30	三鷹市役所　２階市民相談室
	毎月第３木曜日 (7月第2木曜日、8月第4木曜日、9・11月開催無し)	10：00～15：00	武蔵野市役所　１階ロビー
田　無	毎月第３木曜日	13：30～16：30	西東京市役所　保谷庁舎市民相談室
	毎月第２火曜日	13：30～16：30	小平市役所　市民相談室
	毎月第２木曜日	13：30～16：30	西東京市役所　田無庁舎市民相談室
	毎月第１水曜日	13：00～15：30	東久留米市役所　市民相談室
	毎月第１水曜日	9：30～11：30	清瀬市生涯学習センター（予約制）
	毎月第２火曜日	13：00～15：00	東村山市役所　市民相談室
立　川	毎月第２水曜日	13：00～16：00	武蔵村山市役所（３日前までに要予約）
西多摩	毎月第１木曜日	13：30～16：30	福生市役所　市民相談室
	毎月第３金曜日		青梅市役所　３階市民相談室
	毎月第３金曜日		あきる野市役所（秋川庁舎内）　市民相談室
	偶数月第３火曜日		羽村市役所内　第１市民相談室

用紙類購入申込書（宅配用）

FAX送信先：03－3295－4770

※	／	※担当	

東京土地家屋調査士会 会長 殿

事務所所在地：

電話番号：（　　）　　－

登録番号：東京 第　　号

氏　　名：　　（職印）

（平成　　年　　月　　日申し込み）

No.	品名	仕様（枚）	金額（円）	数量	合計（円）
709	地積測量図（洋紙）	50	900		
711	土地所在図	50	900		
712	地役権図面	50	1,200		
713	建物併用図（洋紙）	50	900		
715	証明書(土地所有者又管理人)	100	600		
716	工事完了引渡証明書	50	250		
717	建物滅失証明書	50	250		
718	承諾書（権利の消滅）	100	600		
723	受託票	50	300		
724	筆界確認書	50	250		
725	立会証明書	50	350		
726	立会通知ハガキ	50	450		
731	委任状	50	250		
733	事件簿	50	600		
736	請求・領収書（復興特別所得税対応）※H27.3.31まで使用可	50	700		
780	請求・領収書（新様式・内税）	50	600		
781	請求・領収書（新様式・外税）	50	600		
741	地形図	50	650		
742	土地境界図 和紙（A2）無地	25	2,500		
743	〃（A1）無地	10	1,500		
788	〃（A2）無地厚口	10	2,000		
787	〃（A1）無地厚口	10	2,500		
785	土地境界図 上質紙（A2）無地	25	650		
786	〃（A1）無地	10	550		

No.	品名	仕様（枚）	金額（円）	数量	合計（円）
171	図面用白紙穴有	100	1,630		
173	〃 穴無	100	1,050		
777	登記識別情報用封筒（レザック）	50	5,000		
	〃（青色普通紙）	50	5,000		
	〃（うぐいす色普通紙）	50	5,000		
778	目隠しシール	100	1,000		
779	重要書類ポリ袋	100	5,000		
763	表紙 登記済証（A4色上質）	50	900		
761	表紙 枠のみ（A4色上質）	50	900		
155	ワープロ用和紙 A3 平安	100	1,590		
157	ワープロ用和紙 A3 OA和紙WP1600(厚)	100	1,680		
178	ワープロ用和紙 B4 平安	100	1,050		
179	ワープロ用和紙 B4 OA和紙WP1200(厚)	100	1,230		
154	ワープロ用和紙 A4 平安	100	840		
159	ワープロ用和紙 A4 OA和紙WP1000(厚)	100	1,050		
274	OA和紙WPI（アイ）	100	1,460		
275	登記完了証	50	700		
276	偽造防止用紙（A3）	50	900		

小計	円
梱包料・送料等	※　円
請求金額	※　円

※印の欄は記入しないで下さい。

配達指定日：　月　日（　）午前・午後

●配達日指定の場合だけ，ご記入下さい（宅配のみ）。

●発送方法
☐ 宅配　☐ 郵便　☐ 来店（清申印刷）
※ 要 東京会宛事前FAX

●お支払いについて
宅配業者による代金引換払いとなります。

※ 翌日の配送をご希望の場合は，前日の午後3時00分までにご注文ください。ただし，前日・翌日ともに平日の場合に限ります。

土地家屋調査士 通信教育

新 最短合格講座

基礎力養成編／受講期間6ヵ月

毎月1日開講!! 入学随時!

選べる2タイプ DVDタイプ / WMV映像ダウンロードタイプ

内堀 博夫
レクチャー　本学院専任講師

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『択一攻略ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。全く初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマ

土地家屋調査士は不動産に関しての調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という2つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの2面を関連付けることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「攻略ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画の全てを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「択一攻略ノート」等を一括送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくした上に、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

《 使用教材 》

▲ 土地家屋調査士　新・最短合格講座（通信）教材

- 学習ガイドブック … 1冊
- 学習ガイダンスDVD … 1枚
- 入門 六法の読み方 … 1冊
- 調査士受験必携六法 … 1冊
- 平成26年度 調査士本試験問題と詳細解説…1冊
- テキスト 択一攻略ノートⅠ～Ⅶ … 7冊
- 調査士試験に必要な数学 … 1冊
- 測量・面積計算&図面作成〈第4版〉 … 1冊
- テキスト 書式攻略ノートⅠ～Ⅲ … 3冊
- 新版 択一 過去問マスターⅠ・Ⅱ … 各1冊
- 新版 書式 過去問マスターⅠ・Ⅱ … 各1冊
- 提出課題問題編／解説編 … 全8回分 各1冊
- 確認テスト問題編／解説編 … 各1冊
- 解説DVD … 50枚《DVD付タイプ》
- 解説 映像ファイル … 50個《ダウンロードタイプ》
- 質問票 … 6回分
- 縮尺定規「すいすい君、すらすらチャン」… 1組（直角二等辺三角形（2枚）+直定規のセット）
- 全円分度器 … 1個
- 関数電卓の基本操作方法／テキスト … 1冊／DVDまたはWMVファイル … 1巻
- 補助教材一式

本誌をご覧の方は、特別減免学費でお申込みできます。

学費〈税込〉	土地家屋調査士 新・最短合格講座
基礎力養成編 ／ DVDタイプ	
●一般学費	272,600円
●特別減免学費	164,000円
基礎力養成編 ／ 映像ダウンロードタイプ	
●一般学費	236,600円
●特別減免学費	142,000円

高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL
東京法経学院
★TEL. 03 (6228) 1453
★FAX. 03 (3266) 8018
★HP. http://www.thg.co.jp
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階

通信教育　メディア通信

資料請求

土地や家屋を支えるゾウ

相談にのるゾウ

お隣さんとの境界が分からないときや、建物を新築・取り壊したとき、登記手続が分からないときは、お気軽にご相談下さい。

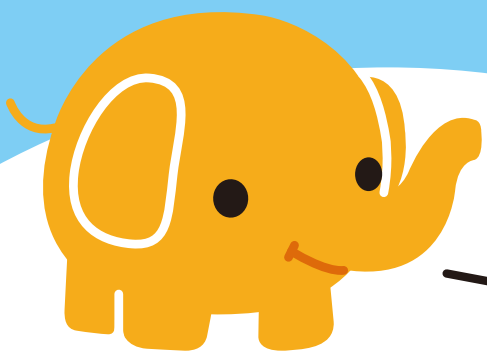

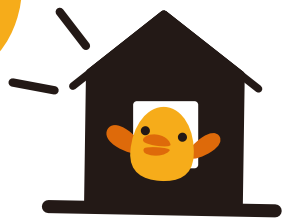

杭を入れるゾウ

自分の土地に境界標が設置されているかどうか、もう一度確認しておきましょう。

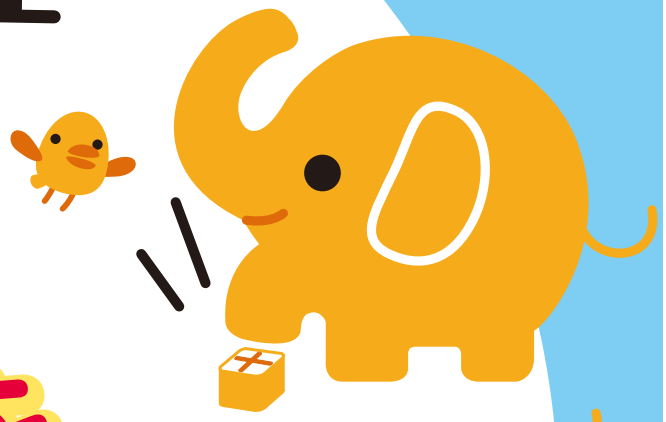

測量をするゾウ

土地家屋調査士は調査や測量を行って境界の情報がわかる図面を作り、トラブルのない安心な暮らしを守るお手伝いをしています。

地図を作るゾウ

正確な地図を作るために、土地家屋調査士が作成した「地積測量図」と「境界（筆界）確認書」を大切に保管しておきましょう。

エコゾウ＆トッチ

杭を残して悔いを残さず
東京土地家屋調査士会

※より多くの方にご利用いただくため、同一内容、又は同一物件の相談につきましては、複数回の相談はお受け致しかねます。
　ただし、資料不足等により継続案件として取扱うこととなった場合には、この限りではありません。
※個別具体的な書類の記載方法等に関するご相談・指導については、無料相談では応じかねますので、あらかじめご了承ください。

発行所　東京土地家屋調査士会 © 〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館
TEL 03-3295-0587 FAX 03-3295-4770 URL http://www.tokyo-chousashi.or.jp/ e-mail info@tokyo-chousashi.or.jp
東京土地家屋調査士会報「とうきょう」年4回（1・4・7・10月）15日発行　定価1部　200円　購読料　東京土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収